平成29年 第4回 築 上 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日) 平成29年12月13日 (水曜日)

議事日程(第3号)

平成29年12月13日 午前10時00分開議

(追加分)

追加日程第1 議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、 議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてまでの訂正の件

日程第1 会議録署名議員の補充指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

(追加分)

追加日程第1 議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、 議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてまでの訂正の件

日程第1 会議録署名議員の補充指名

日程第2 一般質問

出席議員(13名)

1番	宗	晶子君	2番	小林	和政君
3番	鞘野	希昭君	4番	池亀	豊君
5番	工藤	久司君	6番	宮下	久雄君
8番	信田	博見君	9番	田村	兼光君
10番	塩田	文男君	11番	武道	修司君
12番	丸山	年弘君	13番	田原	宗憲君
14番	吉元	成一君			

欠席議員(1名)

7番 有永 義正君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	亀田 俊隆君
会計管理者兼会計課長 ·			永野 賀子君
総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	神崎 博子君
福祉課長	椎野 満博君	建設課長	神崎 秀一君
都市政策課長	竹本 信力君	上水道課長	福田 記久君
下水道課長	西田 哲幸君	総合管理課長	吉留梯一郎君
環境課長	長部 仁志君	商工課長	野正 修司君
学校教育課長	鍛治 孝広君	生涯学習課長	柿本直保美君
産業課資源循環係長 …	下田大吾郎君	監査事務局長	石井 紫君

質	問者	質	問	事	項	質	問	の	要	山下
吉元	. 成一	1.	庁舎建設に	こついて		①新庁 う。	舎建設に〜	ついて、『	町長の考え	を再度問
		2.	契約につい	いて		0		 意契約に~	ついて、町	の考え方
						を問	う。			
武道	[修司	1. 椎田駅前道路と築上西高等学校前道路について			①現状	及び今後に	こついて			
		2.	中学校の制	別服につ	いて	負担	軽減の方気のリユース	策は何かる	において 考えている のようにな	のか。
		3.	新学習指導で	尊要領に	つい	どの ②教育	ようになっ	っているの 考えと取締	とスケジュ のか。 組みは、ど	
宗 晶子		1.	庁舎建設に	こついて			建設計画第	策定等、	丁寧な協議	の必要性
		2.	築上町男3 例推進つい		画条	か。	, , , ,		うに行なっ 見状につい	
田原 宗憲		1.	清掃センク	ターにつ	いて	①ゴミ	等の処分え	方法、搬力	人・搬出量	について
		2.	公共下水	<u>に</u> 事につ	いて	①下水	工事の進	 步状況等に	こついて	
		3.	庁舎建設に	こついて		①進捗	状況及び	今後につい	へて	
信田	博見	1.	庁舎建設に	こついて			に優しい 支所の利力		こついて ように考え	ているの
		2.	液肥製造店	 施設につ [®]	いて	営す ②人員	い施設が るのか。 配置につい 地区の液服	ハて	. どのよう こついて	な形で運
		3.	新保育園の		につ	か。 ②送迎 ③職員	はどのよう について 育園の跡;	うにするの	かか。 かか。 どのように	

午前10時00分開議

○議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

追加日程第1. 議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、 議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてまでの訂正の件

〇議長(田村 兼光君) お諮りします。12月7日、町長から提出された議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてまでを、お手元に配付のとおり訂正したいとの申し出があります。

議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてまでの訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてまでの訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、 議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてまでの訂 正の件を議題とします。

町長から、議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてまでの訂正の件の理由の説明を求めます。新川町長。

○町長(新川 久三君) 議員の皆様には、一応議案の説明が足りなかったというようなことで、初日、宗議員から債務負担行為の財源明細書(内訳書)、これがないではないかというようなことでございますが、これについても地方自治法の施行令の中で、これを説明しなければならないということでございますので、新たに追加をさせていただきました。

それと、あと調べましたところ、給与費明細も一応、これを内訳をつけなければいけないというふうなことで、議案第65号についてはこの2件、それから、66号につきましては、これ、給与の関係がございまして、これは給与費明細の、いわゆる補正の分を掲載させていただいてお

ります。それから、議案第67号につきましても、これも給与費明細というようなことで、これも説明をしておりませんでしたので、追加をさせて説明をさせていただいたところでございます。 今まで省略しておりましたけれども、今後は、これを、この施行令を守りながら事務をさせるように担当課には申しつけておりますんで、よろしくお願い申し上げます。 以上です。

- ○議長(田村 兼光君) お諮りします。ただいま議題となっています議案第65号平成29年度 築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第67号平成29年度築上町後期高齢者 医療特別会計補正予算(第2号)についてまでの訂正の件を許可することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 〇議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号平成29年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第67号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてまでの訂正の件を許可することに決定しました。

日程第1. 会議録署名議員の補充指名

○議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の補充指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、有永義正議員、8番、信田博見議員を指名していましたが、有永義正議員が病気により会議への出席が困難なため、10番、塩田文男議員を補充指名します。

日程第2. 一般質問

○議長(田村 兼光君) 日程第2、一般質問です。

一般質問は10人の届け出があり、本日の質問者は5人をめどとします。

なお、時間の余裕があれば、質問者を追加しますので御了承ください。

ここで議長からお願いがございます。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問するようお願いします。また、執行機関は責任の持てる的確な答弁を願います。

なお、質問は前の質問者席から行ってください。答弁を行う者は所属と氏名を告げて発言して ください。

これより順番に発言を許します。

では、1番目に、14番、吉元成一議員。吉元議員。

○議員(14番 吉元 成一君) 皆さん、おはようございます。質問順位1番ということで、朝 一番の質問をさせていただきます。

議長が言われたように、簡潔な答えが欲しいと、私もこのように思っていますし、年末の忙し

いときでもございますので、余りしつこく粘くやるつもりもありませんが、答えを何回も聞き直すような答え方をしないように、しっかり答弁していただきたいと思います。いいですか、議長。

〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。

○議員(14番 吉元 成一君) それでは、庁舎建設についてと。一応、庁舎の建設について、町長の考えを再度問うと。これは、先般の議会の委員会でも、町長、考え方変わっていませんかと言うと、変わらんということだったんで、何回聞いても同じだと、こういうふうに思っています。それで、1点ずつ確認したいんですが、変わらない理由というか、何でそこまでいこじになるのかなと確認したい点があります。

町長から、ああやない、こうやないという回答をいただくと時間が長くなりますんで、私が自分の耳で聞いた範囲、町長の発言、あるいは町民サイドからの、町長は仮定の問いについては答えられないということを言いますので、証人を連れてこいというなら証人喚問もしたいというぐらいの決意を持って、きょうは質問しようと思ってこの場に立ちました。

町長は、3月の議会で、私の庁舎建設についてという質問に対して、皆さんも御承知だと思いますが、町民サイドに、言葉の一語一句そのとおりの言葉じゃないかもしれませんが、意味合いとしては、町民に、庁舎建設については御相談なさらないのかということを言いましたところ、町長は、執行権だからと言って、一刀両断のもとに私の質問を切り捨てました。それじゃ、反対も起こるんじゃないかと言うと、反対する者はすりゃあいいやないかというような発言がありました。

これは、やっぱり築上町の長として、発言をするような言葉にしてはちょっと、余りに町民を 無視した発言ではないかなと感じまして、当初の農協の用地を買い入れる、2年がかりで約8億 ですか、買うという予算の修正案に私は賛成しました。

それから、いろんなところで聞いたところ、ほかの人は絶対言える立場じゃないと思うんです。 町長だから言えた言葉だと思うんですが、確認とれちゅうなら証人も連れてきます。

というのは、どういったことかというのは、町長は、ほかの人が、今のところじゃどうだろうかという意見が出たんかどうかは知りません。それは、町長は絶対に庁舎は譲らないと、ここに、今現在地に建てなければ、ほかは考えていないと、私はそう考えとると。あげくの果ては、ほかの位置では地番の変更になるから、3分の2の特別議決が必要だと。議会が反対するけ、それはなかなか難しいと。ということは、ここやったら過半数の賛成で通るということだから、これは私の勝手な考え方かもしれませんが、過半数は賛成するんだと。3分の2になると非常に難しいというように受けとめました。それを聞いた町民はどのように言うかというと、あんたたち反対しよるんかなということです。

議員の皆さん、それぞれ考え方は違うと思いますが、庁舎建設に対して、私も賛成です。これ

は、なぜかというと、耐震構造の問題で指摘されておりますように、もし、建てかえなくて大きな地震・災害等が起こったとき、たまたま庁舎に用事があって来た町民の皆さんや、常に町民のために働いている職員たちに、どんな災害が身に及ぶかわからないということを考えれば、これを建て直すのを反対とか言うたら、これは、そんな無責任なことを言えるのかという気持ちですから、私はあくまで、最初から反対はしていません、庁舎に関して。

ところが、町長の口から、議会が3分の2賛成してもらえんと、よそに建てると。だから、ここに建てるんだという言い分でみんなに説明しております。

個人的なことを今回は言うつもりはありませんが、いろんなことで人の気持ちを逆なでするような発言も聞いております。僕は随分、10年若かったら相当怒ったかもしれませんが、僕のことも、かなり町長は、人から誤解されるような発言を町長から聞いたということを聞いております。

町民の中で、いろいろ心配される方が、町長に、庁舎の建設は今のところでいいかというような発言とかしたら、やっぱり私たち議会なんかで答えたとおりのことしか答えないと。

僕が、ちょっと問題があるんじゃないかなと思ったのが、議事録を掘り起こさなければ、いつの議会のことか、今思い出せませんが、町長は、ここに建てんのやったら、もう自分は町長として庁舎は建てんと言い切っておるんです。この位置にそれだけ固執しなければならない事情がどこにあるのかと。

そのことによって、町民の身に災害が振りかかったとき、町長はどう責任とるのかと。我々議員も責任とれません。だから、庁舎を建てることに関しては、中には反対ちゅう人もいるかもしれませんが、3分の2以上の人は賛成と思いますよ。

ただ、我々が反対している、私は、このことはだめだと言っている事情はこうです。

町長は、町民の皆さんに諮るべきではないかと、私が言いました。また、次の議会で、すぐ、 わしの名前出すなと言うから、議員さんの名前言いません、議事録掘ればわかると思いますが、 に対して、町民を愚弄するような発言したやないですか。それを取り消させてくれということで、 暫時休憩に落として、町長に弁明の機会を与えたと。それで済んだと思っているでしょうけれど も、これは、あなたが私たち議員に対してばかにした言葉だけじゃないと思うんです。町民全体 に対して言ったことを私たちが許すとか許せんとか言える立場じゃないんです。だから、私は、 議場に入りませんでした。

それでも町長はいろいろ言っているやないですか。だから、本当に、何でここに固執するのか ということを、その理由づけをして、納得できるだけの回答を本日はいただきたいと思います。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

〇町長(新川 久三君) 基本的には、ちょっと話せば長くなるかもわかりませんけど、JAの用

地に、一体的な開発ということで、すぐ横でございますので、予定をしておりましたけれども、 修正案等々が出て、これは無理かなと、議決。だから、それはもう諦めて、じゃ、もうここしか ないかなというふうな判断でここに至ったと。

そして、なぜ、一応ここの、この辺周辺なのかというのは、これは合併協議の中で、本庁は椎田の庁舎を本庁とするという一つの取り決めがありまして、たとえ建てかえをしても、もう、ここなら間違いないだろうと、これが一つの選定した理由の一つでございます。 以上です。

〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。

○議員(14番 吉元 成一君) 町長は、今、合併協議会の話が出ましたが、合併協議会の中で、 両町の代表者が、当時の有本町長含めてですね、代表者だけで合併の話し合いが進む中で議会に 諮ったわけです。そして、賛成多数で合併が成立したわけです。

これは、民主主義の世の中だから、これは、僕は仕方のないことだと思っていますけれども、 町長、合併協議会の中に、私は資料をいただいていますが、今持っていません。いつものとおり、 一般質問するときは、資料を持ってきたことがありません。今、ありませんが、合併協議会の中 で約束事を取り決めして、ちゃんと確約を交わすのは協定書だと思います。その協定書の中には、 椎田に庁舎を建てるということは一切書いておりません。これは、当初、合併したときに、見合 いにしてもそうでしょう、自分のとこの娘をよくとってもらうために上手を言うたりとか、ある 程度向こうの言いなりになったりとか、条件をのまないと合併できないと。さあ大変だと思った のが、築城があるかもしれません、それは。

あなたが言われることの中に、私は直接聞いたわけやないですけど、築城のさっきの、だまされたちゅうたかどうかしらんけど、10億ほど払わされたと。合併したら、築城の借金やないでしょう、築上町の借金でしょう。それを承知で、あなたは合併に合意したわけでしょう。

そしたら、合併協定書の中で、ここじゃないとだめ、椎田じゃなけりゃだめとかいうことも言っていません。我々も椎田やったらだめとか言っているわけでも何でもないんですよ。

ただ、ここはどうかなということなんですよ、そうでしょう。

農協の土地を買いたいと。修正案が出たのが、出した張本人も聞いてもらったらわかると思いますけれども、私は賛成したから、当時の修正案に賛成した理由を言います。

あなたに対して採決がある前に問いました。町民にこれだけの予算を使うんだから相談すべき じゃないかと言ったら、あなたは、執行権だからと切り捨てたやないですか。権力を持つとそれ だけ強くなるんですよ。また、あなたの執行権でできることかもしれません。

最近、てんぐになっておるぞちゅうて言いよる人、たくさんいますよ、町長がね。あなたの権 限でできることだと思います、やろうと思えば。議会が半数が賛成をすれば、それは通るかもし れません。そしたら、根回ししたりするでしょう。

でも、町民のことを考えて、今、負債が何ぼありますか。庁舎を建てる前に、負債が何ぼありますか。貯金は何ぼありますか。大まかなことを1回説明したことがあります。そしたら、34億も35億も債務負担行為を起こして、最終的に払うのは10億ぐらい払えば、交付金になって返ってくる。財政課長、言ったね。でしょう。

だから、10億程度支払いはせないかんやろうと。10億の庁舎を建てたらいいやないですか。借金かるわんでも。慌てて合併特例債とかそういうのが使えなくなると。使えなくなるようにしたのはあなたでしょう、あなたの政治ですよ。10年のうちに、耐震制度も危ないとそういう結果が出ているのに、我々や町民に対して説明がちゃんと行き届かなくて、時間がきたから慌てて、もう建てんな間に合わん、もう建てな間に合わんちゅう。誰が言うこと聞くんですか、そんな話に。

9月の議会が終わってから、私も12月の議会ではっきりさせようと思っていたから、町民の とか。僕の支持者だけやないですよ。いろんな人に聞いて回っていますよ。それはいかんのうち ゅうて、みんな、これです。何にもあなたは悪いことをしない真面目な町長さんだとしか、みん な捉えてないんです。

あなたと一緒に船に乗っとって、みんなが沈没するんですよ、でしょ。30数億、34億が今回の債務負担行為でしょうけれども、町長が40億をめどにしとるでしょう。何も計画も進めてないみたいなことを言いながら、もう、この地に建てて、何平米で何階建てちゅうのまで、ちゃんとわかっているやないですか、ある程度。はっきりわかった人はいないけど、わかった議員さんも調査しとるんですよ。愛椎の館ぶっ崩すんですよ。エフエムは第3セクターなのに、庁舎の中に取り込むんでしょ、今度。

そんなのも町民の代表である我々に一言の相談もなしに、庁舎はこういうことやから建てるんだと、ぜひ協力してくれの話もない。じゃ、それだったら、各自治会で説明会したらどうかとか、それは面倒くさいという言い方は失礼かもしれんけど、手間くうちゅうんやったら、各自治会長の中から代表者を選んで、庁舎建設検討委員会、もう古くなった、この傷んだ庁舎を建てかえるためには、皆さん方の御理解をいただきたいといった会議を開いたらどうかちゅうことを我々忠告しただけなんですよ。

それを、あなたは、私に対して答えた中で、町民に説明せんでいいと、執行権でやるんやけ文 句あるかちゅうふうに聞こえましたよ。その後続けた言葉がすぐれとったやないですか。反対す る者あったら、対抗馬が出ればいいやちゅうて。あなただけしか町長になる権利がないんですか。 それは、みんな自分の一生がかかっとるから、負け選挙はしませんよ。しかし、その言葉は余 りにも町民をばかにした言葉ですよ。 私事を言って申しわけないんですが、3期12年間、あなたの選挙をしましたよ、曲がりなりにも、必死になってしたと思っています。あげくの果てが、わしは議員に頼んだりしてないちゅう言い方をする。頼まれんでしたんですよ、僕は。あなたが、よりよいと思ったからしたんですよ。少なくとも、私が描いていた新川久三、今からでも遅くないから、考え方変わらんのですか、庁舎の建設については。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 一応、庁舎建設という形になれば、一応現在地ということは変わりはございません。その理由は、やっぱり、そういう一つのいろんな今までの合併からの経過、それから、いろんな、今、議会の皆さんにも提案しておりますけど、この提案が、私は町民の皆さんへの相談だと思っておりますし、そういう形の中で、議会の皆さんの判断で、この問題ははっきり私が提案すればいいか悪いか、それとも時間が足りなければ継続になるのか、それしか私はないと、このように考えておりますし、そこで、議員の皆さんがじっくり判断をしていただきたいと、このように思っております。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) ちゅうことは、今、きれいな言い方したけど、やりますよということですよね。我々は、議会の議員は町民の負託を得て、それなりの支持者が後押しして、あなたなら任せられるだろうと判断された方が14名、ここにいます。

その人たちが、自分の支持者全員に説明もせんで、あるいは、主だった人に説明もせんで、も う町長はこういう逆に庁舎するときなちゅうて納得すると思いますか、簡単に言って。僕は、あ なたの強力な支持者と思っとったんですよ、自分で、自負しとったんですよ。その僕がだめだと、 今言いよるんです、こんなやり方やったら。

それは何かと言うと、町民の皆さんに納得をさせてもらわないと、後で大変なことになりますよと。あなた、あと20年も30年も町長をするんですか、責任とるんですか、そうにはならんでしょう。人間やから、もう、失礼やけど、私もいつ死ぬかわからんし、あなたももう70過ぎとるんですよ。もう頑張っても3期も4期もできないと思うんですよ。そしたら、借金はできたわ、10年後の我々の町に残る子供たち、町を支える今の青年が何もできないんですよ。子供ためにも何もできないような状況にならせんですか。

いいですか、庁舎建てて、34億、40億という見積もりして、10億返すから、借金は10億しかふえんと。庁舎は建てるだけでしょ。中には、いろんな機材やら入れないけんわけですから。その上に、八津田小学校も建てかえないけんのですよ、町長。反対とかしませんよ。耐震設備にかなわないということだから。椎田中学も、あなたは建てるち言うよるやないですか。

単純計算したら、建てるだけで70億、80億の借金になるんですよ。今、100億から借金あるのに、200億ですよ。何ができるんですか、その後。形はできたけど、中身は何もないんですよ。町民に負担かけるだけやないですか。

そういったことを、そうなりますけども、庁舎を建てますよとみんなに説明するのはあなたの 仕事やないですか。皆さんの支持を得て、あなたは町長になっているわけですから。町民の言葉 に耳を貸したら、僕らだけが、ああやない、こうやないしよると思うたら大きな大間違いですよ。 あなた、1個ずつ、今からもうてみらんですか。選挙あるけ選挙運動と思うてもうたらどうです か。どう答えるか。

あなたは築城の者ばっかりが言いよるぐらいしか思うてないけど、椎田やら越路やら水原やら、 この近辺の人に僕もう聞きましたけど、町の人にも聞きましたけど、庁舎は築城の支所の横でも いいよとか言いよるんですよ。僕も庁舎はアグリパークでもいいと思っているんですよ、町民の 皆さんが納得していただければ。

ただ、町民のただ代表として、かわりに出させていただいている私やあなたたちで決めること じゃないんです、これは。そんな簡単な問題じゃないと思います。

それは、その安気構えとるでしょう、いまだに対抗馬、手を挙げる人もいませんし。町長した らいいやないですか。後で汚点が残るような、あの町長、最後はこんなことしてやめたぞと言わ れるような町長になってほしくないですよ、私は今まで応援してきた以上。

だから、もう少し人の話に耳貸しない。あなたは立派な人ですよ。間違ったことも絶対してないと思います。しかし、自分がこうと言い出したら、人に耳貸さんのです。僕も若いときは、こう思うたら問題はないぞっち思いよったんよ。それじゃ世の中渡っていけんし、築上町のあなたが長だから、なおさら少し柔く、頭は柔軟性を持って、庁舎建設は今からでも遅くないやないですか。3月の段階で、検討委員会なり何なり、庁舎内の検討委員会ち、あなたが言うたら、ぐずっとも言い切らん連中ばっかりじゃないですか、課長連中ばっかりで。特に、あなたよりも病気で療養している彼には失礼かもしれんけど、彼が言うたら、おまえっち黙っちょけって言ったら、シュンとなる連中ばっかりでしょう。そう言われた課長もいますよ。言うたら、自分が隅のほうに追いやられるけ、証言するかっていったら、し切らんだけのことであって。

あなたは、その点、まだましですよ。でも、もう少し柔軟性を持って、町民のことを考えて事 を起こさんと。ただでできるんやったらいいけど、金、借金できるんやけ。そうでしょう。

誰が来ても負けんぞという自信あるし、また、今、あなたに勝つ人はいないでしょ、町長選挙、今から手を挙げたところで。3年ぐらい前から、地道に誰かが手を挙げてしとったら、それはわからんですよ。それだけ、あなたは信頼されてるんですよ、議員の中でも。嫌いな人もいるかもしれません。少なくとも、最近まで、私はあなたのこと信頼してました。やっぱり町長である以

上、町民の言葉に耳を貸す。あなたは言ったやないですか。そんなんしよったら間に合わんち。

まだ、言いましょうか。きょうは何人かしか聞いてないけ。あなたの支持者も強力な支持者ばっかりです、本当は。その人たちも、どう答えるかなと思って、聞きに来たと思いますよ。選挙も前やし、庁舎の件もいろいろ町の中で話が出るから。あなたは絶対負けん自身があるから、そう言いよるんですよ。

選挙は時の運じゃ。時の運で済まされることじゃないでしょう。町民の代表です。あなたが町政をつかさどる立場で、一生懸命運営せないけん立場におる人が、勝負を人から言われたら敗れることを言うて、選挙は時の運じゃち、負けたら仕方があるかと。悪いことするやつは警察突き出さいいやないかち。突き出されたら困る、もし、そういう形になったら、本当にされて、それが事件になったとき、あなたが一番困るような立場の人を突き出せとあなたは言ったんですよ。あんた、自分だけよかりゃいいんかね。あんた、築上町の町長、新川久三やないんですか。宇留津のただの新川久三なんですか。もう情けないでたまりません。

こんなこといろいろ言うても、町長室行っても、こんなことまで言うたことは僕はないですよ。 いまだに、今、ここで言うことはまだ取り返しがつくから言いよるんですよ。あなたの考え方一 つ変えてもらえれば。

我々も協力、こうしてしたらどうかと、ない知恵の中でも、皆さんに納得してもらう、町民の皆さんに納得してもらえるようなやり方あらせんかと。みんなが、やっぱり、それでも町長、今回はだめぞちて言うたら、やっぱり、すんなり認めるべきだと思います。

じゃけ、町長の説明足らず。余りにも慢心している、発言聞くとね。俺が言うたら何でもできると、みんな言うこと聞いてくれるんだと。今言うた、今度予算出したけど、議員の皆さんが一人一人真剣に考えて判断してくれるやろうち。通らんやったらどうするんですか。それ、えーくそと思うんですか。絶対思う、僕があなたの立場やたら思うもん。そこで反省してももう遅いですよ、ねえ、町長。

もうちょっと町民のことを考える気持ちを持ちませんか。今までどおりの庁舎の建設の考えで 行きますか。もう一度聞きます。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 私は、町民のことを思って、仕事は一生懸命やっておりますし、庁舎建設も、私の考え、ここにするということで、町民から一切反対を受けたことはございません、実際ですね。

そういう形の中で、私のやることは信頼していただいておると、私はそのように思っておりますし、基本的には、財源的に考えればもうこの時期でしかないんだというふうに考えておりますし、この庁舎建設がだめなら、またということになりますけれど、私は諦めず頑張っていきたい

と、このように考えているところでございます。

そして、町民の皆さんに、私が行っていることを始終監視をしていただければ、これは一つの 行政の一つのやり方かなと思っていると思いますので、とにかく、やっぱり議員の皆さん、私が 提案したら、そこで真剣に審議をしていただくと、これだけお願いしたいと思います。 以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) 町民から反対が一声も耳に入ってこないと。きょう、皆さん、来た方は何名かいますんで、今のことを、やっぱり地域に帰ったら、私は、皆さんに、町長はこう答えたということを説明していただきたいというお願いをしておきます。その結果が、町長が正しいか、町民の代表である我々が言いよることが無理言っているのかがはっきりすると思いますので、もう後の人も庁舎の件でいろいろ聞くと思いますので、私は、あなたがこの場所に建てることで意思は変えないし町民にも相談しない、反対者もいないんだという判断を、誤った判断をしているということで、庁舎の件については、これで終えます。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) 次に、契約についてでございます。

先ほど訂正がありました。名前出して言いましたんで、私は言うつもりなかったんですけど、 宗議員さんからの指摘を受けたと。だから、今度やりかえて出したんだということなんですが、 今まで、法律があって、それを守ってなかった。法律違反しとったのは築上町の執行部なんです か。財政課長、あなたは1回も今までそういうことはなかった。出してなかったと言い切ったで すね、この前、先般、議会でね。それが正しいか正しくないか、はっきりしてください。出さな かったことが正しかったか、正しくなかったか。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **〇財政課長(元島 信一君)** 財政課、元島でございます。

債務負担行為の調書につきましては、地方自治法施行令の144条の第1項第3号に記載されておりまして、議会のほうに提出しなければならないというふうに書いていますので、今回、今まで提出しなかったことは正しくなかったことと(「法律違反や」と呼ぶ者あり)認識しております。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) 築上町の執行部は、それぐらいしか勉強してないし、法律を理解してないということ。だから、でたらめな契約がたくさんあるということなんです。

それを言うつもりで、これ、質問出したんですけど、たまたま質問を出した後に、宗議員から

の指摘があったけ、ちょうどいい機会やなと思って、申しわけないけど、横から話しとって申し わけなかったと思っているんですけどね。

きょう出したから、それでいいだろうという考え方、いつも後先になって、後で断わりゃ済むやないかと、そう思われても仕方のないような、これは、町長がそこまで目が届かん範囲もあると思いますよ、かばうんじゃないけど。あなた方課長連中がしっかりしてないから、こういう指摘されるんですよ、でしょ。

後からいろいろと出てくると思いますけど、じゃ、契約について、もう時間ももう、ああやない、こうやない言うて、もう二十何分しかないわけですから、あと30分か、5分ぐらいおくれているね、ぐらいしかないわけですが、元島課長が憎いわけでも何でもないですけど、財政課長ですからね、契約に関することろの。お伺いしますが、資料も要求してないけど、契約に関することといったら、私は、各課長には、これ、どうなっちょるんかちゅうのは、議会前に事前に投げかけています。だから、答えられんのはおかしい。

金額的なことはよくわからないけど、例えば随意契約、指名競争入札、一般公募型随意契約、 相見積書を出しての契約とかいろいろあると思うんですが、大体、仕事の程度によって、そのや り方は違うと思うんです、金額とか、思うんですが、火葬場のダクトの件で、課長、ちょっとお 伺いします。あれは、どういう契約やっていますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。

火葬場の補修工事を行っています。契約の方法は随意契約です。

- O議員(14番 吉元 成一君) 1社で。
- 〇環境課長(長部 仁志君) はい。
- ○議員(14番 吉元 成一君) 見積もりも相見積もりもなしで。
- ○環境課長(長部 仁志君) はい。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) それは、あなたが契約したわけですか。ちゃんと上司に決裁を 仰いだわけですか。

それと、どういう状態だったかということを、あなた、把握していますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。

決裁は、担当から内容とか仕様書とか上がってきて、それを私が決裁して、上に回しております。後は、もう上のほうが判断してくれていますので。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) じゃ、そのダクトの補修の金額についてとか、全部、全て決裁 印は町長のところまで行っておるちゅうことですね。初めて契約を成立しとる。町長、大体何月 ごろ、何という会社に幾らぐらいで契約したんですか。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** はっきりは、私は覚えてないが、文書が回ってきて、これなら妥当だろうかということで、契約関係はもう、そんなに、課長を呼んでまで説明を請うということはございません。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) 火葬場ができて、私の勉強不足かもしれませんが、約7年ぐらいですか、やりかえて。いやいや、そこから、ポッと言うて。(「平成29」と呼ぶ者あり)7年ぐらいやね。それで、修理は1,000万近くかかっとるわけやろ。
- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。契約金額は、約1,300万円ぐらいです。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) それで、町長も含めて、課長も含めて、執行部、財政課長も含めたところで判断してもらいたいんですが、7年でダクトが傷んでしまった、1,300万もかけなければいけないような工事をしたところに、どうして随意契約でするんですかね。また、同じようなことをする可能性があるわけだ。やっぱりペナルティーとしてするか、そういった仕事のできる会社は何社かあるんですが、指名競争入札するなり、公平さを保ち、町民のためにも無駄な血税を使わんようにするためには、相見積り出して、より安くできるところにさせたとか、そういうことやったらわかるんやけど、我が子に名をつけるような形で契約しとるでしょう、違いますか。元つくった会社と契約したんでしょう。これは、課長がそこと契約したわけじゃ何でもないんです。課長は言われたとおりにしただけのことだと、私はこう思っていますよ。

その現場を職員が見に行っています、どれだけ傷んどるかちゅうのを気になって、2人ぐらいで見に行っとる。だから、そこに、元請会社の子会社か天下りか知らないけど、今、ちょうど火葬業務とか任した会社があるでしょう、あるやろ。

そこは、この間、もう名前は言わないけど、人が亡くなったときに、その人の家の都合もある し、5時過ぎたら、あくる日にしてくれちゅうて、家に御遺体を連れて帰らせとるんですよ。そ れを聞いたら、課長は何もわからないもんですから、お金出したら安置してくれるとか、もう 2日も3日もたっとったんですよ、亡くなって。あなたも大事な人やったと思うし、私も大事な 人やったかもしれません、その人が。

そしたら、その家の家庭の事情とか、本人のいろんなこともあって、その日に葬儀ができないと、あくる日できないということも十分あると思うんです。そしたら、葬儀が1時から始まって、2時に終わって、3時やったら受け付けるけど、もう5時過ぎたら焼かんちゅうんですよ。そんなところと契約するんですか。

町民の町政のために頑張った町民、農家の方でもそうでしょう。築上町に生きてきて、最期の送りを、会社の都合で、そんな形でおくらせるようなことをするんですか。こんなとこ直ちに解約したらいいと思うと、私はこう思うんですけど。年度末とかいろいろあると思います。そこは何年契約ですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。
 契約は、毎年、1年1年で行っております。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) 僕は、目的は火葬の件だけやないんです。1年契約です。随意 契約で仕事の許可ちゅうか、契約するとき、大体、財政課長、最高で何年、今までの実績からし て。例えば、1年とか、2年とか、3年とか、10年とか、永久とかあるでしょう。契約。
- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **〇財政課長(元島 信一君)** 財政課、元島でございます。

通常は1年契約で行っておりますけども、長期契約ができる分がございまして、その分は5年までできるようになっています。また、今、環境課のほうの分に関しては、長期継続ではなくて1年ごとの単年の契約になっております。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) このことは、内容的なことは、ほかの人が質問するかもしれませんので、これ以上は突っ込んだ話はしませんけど、特定の業者で、ほかに、近辺にいないんで、1社しかできない仕事だったら、長期の5年でも可能性があるかもしれないけど、やっぱり皆さんに、競争の原理で安くしてもらうと。一つの例として、例えば、私が何かの仕事を受けましたと言われてね、1,000万で受けましたと。でも、町の嘱託職員は月18万ぐらいの給料なんですよと、保障はありませんと。そこで働く人の給料まで何ぼから何ぼって決めて、その給料に合わせてその契約の値上げをするということは可能なんですか。会社の言うとおりにするんですか。例えば、町長答えんけ、あなた答えて。
- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。

- ○議員(14番 吉元 成一君) それはいいと思いますか。
- ○財政課長(元島 信一君) 財政課、元島でございます。会社のほうからそういう要求があったかとかいうのは、ちょっと私どもは把握できておりませんけど、一応、契約をする際には、例えば業者、各課のほうで選定をしてから見積徴収を依頼をして、見積徴収の金額で最終的な契約決定を金額に応じて、町長、副町長等で最終的に決めていただいておりますので、その部分が妥当かどうかというのは、ちょっと私には、お答えにならないかもしれませんけど、判断しかねるところがございます。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) 担当課長さんも心当たりはあると思いますので、私はその業者が憎いわけでも何でもありません。ただ、常識的に考えて、そういうことは今後見直さないけんのやないかということと、今度は法律のことです。

建設業法によって、昨年よく築城、椎田の区別はつけないということで、田原議員が、失礼ね、名前言って、田原議員が町の入札について、旧椎田町の業者と築城町の業者と一緒に指名組むことはできないのかと、仕事量も少ないんやったら。それは副町長は指名委員長として、ことしいっぱいは絶対せんと、そんなん考えてないと言い切ったんです。

昨年、これは業者とか周りの人から聞いた話です。事実だと思いますけど、今建設業法によって消費税込みで3,500万以上の契約をした場合は、主任技術者と現場代理人というのが2人要ります。過去は、足りないときは雇用保険かけて、よその会社から借りてでも契約をして、まあ、県も目つぶりよったと思うんですけど、今はもう相当厳しくなっておるんです。財政課長に言うんですよ、勉強してください。

椎田で、これは1人しかおらんけど契約できるんかって、去年言われているんですよ。役場に 言うてきたでしょう、建設業組合の代表者が言うてきちょるんですよ。落札した業者に契約させ ないようにしようと思って、どんな理由か知らないけど。調査した結果、ちゃんと立派に会社に 2人おっとったです。で、クリアできたんです。言われたほうは今度は築城であったら、ないか って聞くでしょう。

だから君たちに消費税込みで3,500万円以上した業者について、契約のときにちゃんとしておかんと、人から指摘されるいうちゅうこと言ったんよ、僕は。建設課長にも言ったと思いますけど違いますか。

そのときは椎田側の組合が言うてきたのは、契約したらおかしいやないかちゅうて言うてきちょる、契約すんなちゅう言うてきちょるんですよ。でも、その業者だけじゃなくして、築城の中にもその法律を知っとって、議会で聞いてくれって言われたんです。だから単純に、僕は誰が憎いとかどうのこうのやないの、誰がとったけ悪いとかやないんですよ。

だから、あなた方がそこが落札した業者からちょっと話を聞いているんですけど、仕事をしてあなた方が事故でもあったときに、建設業法で法的にクリアできるとします。例えば自分が社長で、どっちかの役を受けると、で、奥さんが2級土木を持っておって、法的にはクリアできるからそれで書類を出したと。でも奥さん、現場に来たこともないし、図面見たってネコが小判をよく見るようなもんと。ちゃんと仕事ができる人が管理するべきじゃないんですか。そのことを言うてくれ、問いただしてくれと僕は言われたんです。調べていくうちに誰かわかってきて、ちょっと俺は都合悪いなと思ったけれど、自分に関係あるとこやったら言われんったら、言うだけやないかちゅうことしかならんから、きょうは言うんですよ。契約の件で余りにもずさんな面が多過ぎる。

そうしたら、おたくの樽本君に言ったら、建設課がそういうのをチェックすると、だから建設課に言うてくださいって。課長のところに行ったら、契約をして自分のところに持ってきて、自分が確認するんだと。で、僕は指摘していますよ、その件について。本当は業者がどう言うたか知らんけれども受けた業者が、名前が僕は成一ですから、「成一が横しよるんやろ」ちゅうて言うたらしい。決してそんなんではありませんから、課長、聞かれたらそれははっきりしておいてくださいよ、世間ではそういう話になっているということなんですよ。

それを建設業法違反に値するんじゃないかという疑わしきあることを調査しなくて仕事を進めて、事故がなければいいけど、事故があったとき、築上町は、町長、責任とれると思いますか、どうなんですか。その点、変えていくという気持ちはないのかというのと契約したばっかりだが検討したらどうか……。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 基本的には、指摘があればそういう形のないようにやっぱりやっていかなきゃいかんというふうに思っておりますし、やっぱり法令に準じた形の入札指名、工事を発注していくという、これは当然のことと思いますので、それはそれで気がついたときはどんどん指摘をしていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(14番 吉元 成一君) 町長、これ例えばの話をして、これは答えてください。町長が業者であって、奥さんが2級の免許を持っているんです。奥さんはほかで仕事していますよね、町長の奥さんは。土木に全くかかわっていないわけです、会社のことに。それを技術者として書類出して、それを認めたら、登録持っておったら誰がしてもいいということでしょう。あなたたちそれを平気でしてやりよるんよ、襟正したらどうですか。

それと契約についても、業者も多いし仕事が少ないという中で、後ほど質問があると思います

けれども、1つの工事を1社が、よその業者が、3カ所まとめて工事を下請けしている。その中で、ちょっと不具合な点があるということで、担当課長がきっちりきょうは説明せないかんと私は思っているんですけど、そういったことも含めて、いろいろありすぎる。

だから、私も知っている人やから、その築城の業者も。僕が町長やったら、だめだちゅうこと言うかもしれんけど、僕の立場で、そりゃあの子が言いよるそやろと言われよるんだから、でも、間違うちょることは間違うちょるって言うてくれっていったら言うじゃないですか。僕が言ったっていうことは事実ですよ、あなたたちに問うたっていうことは。それを相手が名指しで言うちゅうことは、あなた方が喧嘩をさせるようなことをするんですか。僕はそうしてほしくは、とらんですよ、さっきも言うたように。でも、どんなことがあっても、本人がおって、ここで聞きよってもいい、間違っとることは間違っとると言います、そうでしょう。

1つの業者が1つしか仕事をとれないような状態の中で、仕事は入札して1週間ぐらいしかたっていないのに、次の指名にどんどん入れよるじゃないですか、指名委員会が。指名委員なんてあってないようなもんですよ。じゃあ、指名委員の課長連中が物申したらそのとおりになるんですか。地域的な事情やら含めて言うても、残念ながら省かれておるちゅうこと多いでしょう、調査をすればわかるんですよ、そのまま。

やはり築上町で税金を払う築上町の業者に仕事が落ちるようにしてあげるべきだと思うし、儲けてもらわんといかんし、税金も払ってもらわにゃいかん。なるべく外部に発注せんような形をとっていただきたいっていうのが、町民の皆さんもそのことについては反対しないと思うんですよ。でも、それが不透明やったら言わざるを得んやないですか。いろんな仕事でそういうことあります。契約については、やっぱり厳しいチェックを入れながらやっていかないと、今後どんどん出ます。

私が生きてて、この次の選挙で上がっても、そのことは常に目を光らせて正すつもりですから。 土木業界でなくして、全ての契約案件、町政がおかしいんやないかちゅうことには、どんどん指摘するつもりです。いいことは褒めてあげます。

- ○議長(田村 兼光君) もういいやろ。
- ○議員(14番 吉元 成一君) そういうことで、議長も、もうよかろうとこう言っていますので、答えは返ってきていないけど、町長は庁舎についてはいくと。あなた方は私が投げかけた宿題に対して、毅然たる態度で相手に問いただしてください。

そのことをお願いして、私の本日の一般質問を終えたいと思います。

.....

O議長(田村 兼光君) ここで一旦トイレ休憩をします。 1~1時5~分に再開します。

午前10時56分休憩

.....

午前11時05分再開

- ○議長(田村 兼光君) それでは2番目に、11番、武道修司議員。
- O議員(11番 武道 修司君) 通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず最初に、椎田駅前の拡張されるという話のあった道路と築上西高の建てかえに伴う横の道路を拡張をしたらどうかという、9月議会で町長に質問した件の、この2点の道路関係のことをお聞きしたいと思います。

まず、椎田駅前の青写真ができて、用地の話等を地元にも説明をしたというふうにお聞きしています。その後、どのようになっているのか。いつの段階でどのような形で道路というものが拡張されてできるのか。地元の人、周りの人も、特に駅を使われる方々がいつできるのかという声が多々、多いということもありますので質問をしたいというふうに思っています。

それと、一緒にこれは答えてください。9月議会で県のほうと相談したらどうかということで 築上西高等学校の横の道路の話をしました。県のほうと話をしていこうということで、そのとき 回答で町長も言われていました。県と話をしたというか、相談をされたのかどうなのか。その結 果、どのような話になっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 竹本都市政策課長。
- **〇都市政策課長(竹本 信力君**) 都市政策課の竹本でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

まず初めに、現状についてでございますが、椎田駅前道路につきましては、駅前広場を町の事業で、そして県道椎田停車場線を県の事業で現在進めておるところでございます。

今年度の事業につきましては、町の事業部分につきましては、現在、実施設計と補償の調査を 行っているところでございます。また、県の事業区域部分につきましては、現在、実施設計のみ を行っているような状況でございます。

今現在ですが、福岡県警本部と駅前広場等々についての協議を進めておりまして、設計等の最後の仕様について今調整を行っているところでございます。今後もまたその辺については進めていく予定でございます。

次に、今後についてですが、来年度以降の予定につきましては、来年度ですが平成30年度から用地買収を行い、31年度からその買収済みの用地から順次工事を行っていく計画を考えております。

もう一つ、それと、その後の築上西高等学校前の道路についてでございますが、これは政策的なことでございますので、町長より答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 先般の指摘がございまして、県の教育委員会と協議いたしましたが、県、なかなか煮え切らない返事でございまして、学校に相談してくれという形になりまして、まあ、ここの下、欲しいのは欲しいが、今すぐ道路の設計図をくれという状況なんですね、基本的には。だからこれはちょっと無理かなと。

やっぱり地元にも提示しながら、地元の了解を得ていかなきゃいかんという形になりますし、あと、そうすれば代替案としては、安長寺線という都市計画街路の計画がございます。これで椎田駅の北口の整備計画もございます。これとあわせて正門の道といわゆる北口広場を結びつけるような形で、そして都市計画街路、これも街路ですれば非常に時間がかかりますので、街路にすれば16メーターぐらいの幅員が要るので若干道を拡幅して、安長寺線のですね、これは街路としての拡幅ではなくて、普通の生活道路としての拡幅をまずやって、一応駅前広場に通じるような、拡幅といってもできれば2車線ぐらいとりたいかと、そうすれば10.5メーターぐらいの幅員が必要でございますけれども、都市計画街路といえいろんな手続が要ります。普通の道路の拡幅申請という形になれば、防衛省の補助あたりで事業ができますので、近々にこれを計画しながら、そして駅前広場とそして将来的には西高のいわゆる校門に続く道路に広場がつけばいい案になるんではなかろうかと。

このような形でちょっと今検討しておりますけど、これは定かではございませんし、そういうことで、これもやっぱり地元の皆さんとある程度折衝が必要でございますので、こういう腹案を持ちながら、自治会長あたりに話を持っていこうかなという、一応案は持っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(11番 武道 修司君) まず、駅前の関係です。今課長から説明があった内容でいくと、 31年度から用地買収が、用地が確保できたところから工事を始めていくと、大体計画では何年 ぐらいかかるのか。結果的に、最終的にはその駅前のロータリーというか、駅前の公園というか、 町の事業と県の事業と全て完了するのが何年になるのかをお聞きしたいというふうに思います。

それと西高の横の道路の件です。これを、なぜその道路をという話をしたかというと、道路を拡張しても拡張しなくても、それはもう構わないといったらあれですけど、できれば拡張したほうがいいなというのがあるんですけれど、築上西高を建てかえる、今拡張しようと思ってもできないのが体育館、体育館が門というか横の塀のところギリギリについている。それと校舎のほうの玄関がぎりぎりについている。あれを拡張しようと思ってもできないんですよ、道路拡張。反対から、民家のほうにいけば別ですけど。

だから、今現時点で築上西を校舎から体育館まで全て建てかえるということになると、そちらのほうの道路の確保、土地の確保ができるんではないかという話なんです。

築上西が完全にでき上がるのが10年後です、今の計画からいくと。10年先の話なんです。でも、土地を確保できていないと、土地を広げたい、そこにぎりぎり、今と同じような形で築上西高が全部建てかわってしまうと、後からその道路を広げたいって言っても間に合わなくなるので、今現時点、基本設計を今年度やるんですか、来年度になるのかわかりませんけど、その基本設計をする前に、将来的に築上町として道路を拡張する可能性があるんだという話をして、基本設計の段階で校舎、体育館を少し下げてもらうわけにはいかないかとか、例えば、その体育館の位置を違う場所に変えるということはできないのかとか、そういうような話をするべきではないですかという話を9月にしたと思うんです。

今すぐ道路をつくるから、はい、土地をくださいという話ではないんです。計画を今すぐ立て てどうこうというんじゃない、将来的にその可能性があるから、県の計画をそういうふうな計画 をしてもらうことはできないかという相談をしたらどうですかという話なんです。そこの考え方 がちょっと、私が9月に説明というか質問したのとちょっとずれているような感じがしたんです けどね。

そういうふうな話をしないと、将来的な、これはもう10年以降の話なんですよ、西高が建てかわるのは10年かかるんですから、それ以降の話なんで、今の段階でそういうふうな話をされとったほうがいいんではないかということなんで、もう一度、そこを県のほうに話をするべきではないかというふうに思いますけど、その2点、もう一度お聞きします。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 基本的には、県教委のほうには話をしたら学校にという形で、学校のほうも道路は広げてほしいんだけれども、また、学校のほうから県に相談したんではないかと思いますけど、すぐに設計図を出してくれと。それじゃないと確保はできんという話があるみたいなんですね。いつできる道路かわからないのに、あけておくわけにはいかないというのが県の考え方のようでございます。

基本的に、これは推測であれなんですけれども、とにかく道路の設計書を出してくれと、そこまで一応学校の校長から連絡があって、それはちょっと無理だという話は、設計図を出すということは基本的に道路計画がぴしゃっと決まらなきゃ出せないという形になりますので、それは無理だという話は県のほうにはしておりますし、県のほうにあけて、つくる予定があるからあけておいてくれという話を当時したら、やっぱりちゃんとした計画書を出してくれというふうな形でございますので。

そうすればさっき言ったように、一応、安長寺線の計画はこれ、ある程度は今持っております。

そして駅前南口の改修も一応持っている。そうすれば、学校のほうに通じる道になるんではなか ろうかと。このように考えておるというのが町の考え方でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 竹本都市政策課長。
- **〇都市政策課長(竹本 信力君**) 都市政策課、竹本でございます。ただいまの御質問の中で、駅 前道路の計画等についての御質問についてお答えをいたします。

事業計画といたしましては、今年度から、29年度から33年度までの5カ年計画を一応町のほうでは考えております。34年の3月までに何とか竣工をさせたいというふうな予定で進めてまいります。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(11番 武道 修司君) 駅前につきましては、皆さんが本当、期待しているというか、 待っているというか、なるべく早く進めてですね、これが34年の3月からという完成をずれな いように、スムーズに進めていっていただきたいというふうに思います。

西高の横の道路の件です。町長の今の話からいうと、何か話をしているのかしていないのか、 県のほうでどのような形になっているのかというのがすごく見えない。

これ、しっかり、こっちに言ったらあっちに言え、あっちに言えばこっちに行けと、まるで行 政の、今築上町役場の話をしているのかと思うぐらいの流れなんです。行政の流れっていうのは、 そういうふうな流れなんですよね、現状的には。うちの町も例外じゃないと思います。

なら、こういうふうな問題があるんだということをやっぱり、しっかり今度は逆に県のほうに行って、当然地元の県会議員の先生方もおられます。そういう方々にも相談しながら、こういうふうにやるべきではないか、こういうふうにしてもらわんといけんのではないかとか、県の教育委員会と県の行政、道路関係、そこと話し合いをしてもらうとか、そういうふうな、町としてこういうふうな考え方を持っているんだと、将来的に西高のほうもそういうふうにするといいんではないかというふうな話を、やはりいろんな部署にまたがって話をして、そこで話し合いをしてもらうというやり方をしっかりしていただきたいと思います。

今のやり方で、ここに言っている、あそこに行ってくれ、ここに言った、もう結果的に全然答 えは出なかったという話になると思うんで、町として積極的にその話をしていただきたいなと。

もう10年先、15年先の話かもしれないけど、そこをしっかりしないと、一度また西高が建てかわると、30年、40年、50年はあそこの道路広げようと思っても広げられなくなるということが起きるということなんで、ここの責任というかタイミングとして、今やっぱり、しっかりしておかないといけないという状況にあると思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初の道路の関係の質問については、以上で終わります。

次に、中学校の制服についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、中学校の制服で保護者負担が大きいというのは大分前から言われていることです。 制服は結果的に金額が高いということです。

それで先般、どこの新聞かはちょっと私も忘れましたが新聞の切り抜きで、「公立中学校の制服値下げへ一手」ということで、制服自体をある程度統一化していったらどうかとか、特定の業者、特定の制服でやっているというところが多くてなかなか値段が下げられない。

それともう1つ大きな欠点として、教育委員会、学校側が制服の値段の交渉をしていない。なぜかというと、これは学校側が買うものではない、個人、保護者、各家庭が制服を買うと。だから値段交渉のそういう場の中に、学校側は入れないという理由があるみたいです。

それで築上町として現状、椎田中学校、築城中学校の制服は違う制服を採用しています。保護者負担の部分で、その値下げをする方策、保護者の負担を減らす何らかの方策を今考えているのか、実際そういうふうなことをやっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 鍛治学校教育課長。
- **〇学校教育課長(鍛治 孝広君)** 学校教育課、鍛冶でございます。御質問の保護者負担の軽減に ついてということでございますが、一般的には、制服の価格を下げる、今議員が言われた内容で すね。それから入学祝い金等の財政支援というのが考えられると思います。

中学校の制服等の価格に関しましては、今、議員のほうからもありましたけれども、公正取引委員会が実施をしました制服の取引実態に関する調査報告書、これを見ますと、価格を下げるためには制服の仕様の共通化、取り扱い販売店の数をふやす、それから、学校が販売価格の決定に関与する等が上げられているというところでございますが、この点について学校に確認したところ、仕様の共通化ということに関しましては、これまでの経緯、特に独自の制服を採用しております築城中学校におきましては、旧中学校でですね、合併をする際に保護者を中心に制服準備委員会というものを立ち上げながら、アンケートを実施をする等のことを行いながら、保護者と学校で選定をしたという経緯があるということでございます。

それから販売店の数をふやす、学校が販売価格の決定に関与するということについても、町内にある店舗数が限られているという状況の中で、これまでの取引の経緯とか、また学校が販売活動に関与するといったことが学校としては非常に難しいと、こういう報告を受けているところでございます。ということで、制服の価格を下げての保護者負担軽減は難しいというふうに今判断をしております。

また、入学祝い金、これを支給をしている自治体、県内では八女市等ございますが、この点に ついては財政状況の課題もございますので、今後の検討課題であるというふうに考えています。 以上でございます。

〇議長(田村 兼光君) 武道議員。

○議員(11番 武道 修司君) 町の財政から私は負担をというふうにはちょっと考えていませんというか、これを負担をするとかなりの金額が出てくるのと、例えば、最初制服を買いました、半年して体が大きくなってまた制服を買わないといけないとかいうケースとかいろんなケース出てくるんで、そこはまだちょっといろんな検討課題はあるのかなというふうには思います。

ただ、これは、選定をする、今さっき何か公正取引委員会のほうからも指摘があったその問題 点ですね、学校が関与しない、価格交渉をしないということですね、それと業者が特定されてい る、特殊なそういうふうな制服を使っている、それと制服の統一化をしない。

その家庭に余裕があるところはそれでいいんでしょう、でも実際的に、家庭に余裕がない、この制服が重荷になっている家庭というのは、かなり私は多いんではないかと思っているんです。

まして中学生というのは体がどんどん大きくなるんです。中学校1年生で入った子供が中学2年生、中学3年生になったら、また制服買わんといけんと。大体これ1着3万円ぐらいするんです、3万超えるのかな。1年間に3万円、これはもしかしたら3年間で2着買わんといけんかもしれないので6万円以上の費用がこの制服にかかっている。

そういうふうな形で丸々そのお金を出さないといけないということになってしますと、これは 冬だけの話ですからね、夏服とかそういうふうなズボンとかいろんなのが出てくると、もっと大 きな費用になるんです。

だから、これは学校側がというよりも、教育委員会が積極的にそういうふうな制服の負担、制服に関してですね、保護者負担の軽減になるように制服の選定をするとか、業者のほうに価格交渉するとか、もう少し業者をふやして、いろんなところが参加をして価格競争をするようにするとか、そうしないと保護者の負担が、今鍛冶課長が説明した内容でいくと何も変わりません。保護者負担は今までどおりです、負担をかけたままですというふうなことになるんではないかと。

制服、新たに築城地区で築城中学校を統合したときに制服をというふうに選考をされたという 経過があるようには聞いています。ただ、その時代というかそのときは、新たな中学校になるん だから制服も新たにしたいよねという思いも確かにあったと思うんです。でも、結果的にどうい う声が多いかというと、制服にかかる費用での負担が大きいという声がかなりふえてきているの もこれは事実なんです。

そういうふうなことを考えると、今築上町として、椎田中学校、築城中学校というふうな状況になったときに、ここを例えば一本化していくと。昔は子供の数も多かったんで、制服にしてもその単価交渉もできたでしょう。でも、特殊な制服を使うことによって、子供の数が減ってきたことによって、その単価を下げるということもかなり難しくなってきている現状もあるんです。

だから、そういうふうなことも考えると、根本的に、この築上町として、この中学校の制服を

どうするのかということを検討しないといけないという時期に来ているんではないかと思うんで すけど、その点について教育長さんに考え方を教えていただきたいと思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- ○教育長(亀田 俊隆君) 教育長の亀田でございます。制服、体操服も含めてということでございますけれども、御承知のように、現在は椎田、築城、それぞれ制服が異なります。

椎田は標準服ということで、町内の2店舗を指定店としていると。築城中学校のほうはああいった学校独自の制服で、町内では1店舗ということで、考え方としてはできるだけ保護者の負担 を減らす方向が正しいいき方だろうとは考えております。

したがいまして、その指定店といいますか、業者を町外も含めてたくさんの業者を選定してやる方向が望ましいのか、2つの中学校の制服を同じ制服にする、強引に、強引にと言ったら失礼ですけれども、椎田、築城それぞれの中学校の生徒だということがわかるのも必要だろうと思うし、その辺の兼ね合いがあろうと思います。

教育委員会としては、議員御指摘のように、負担をできるだけ軽くするというのは、もうこれは当然のことでございますので、今後そういった価格について、3万円前後でございますけれども、ついても我が教育委員会が学校と密接に接点を持ってやっていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(11番 武道 修司君) いろんなやり方があるんだろうと思うんです。例えば、その標準服で、そのメーカーの一般的な部分で、例えばここに名札をつけるとか、例えば今セーラー服とブレザーを着ていますけど、どちらに統一することによって業者もふえて単価も安くできるのではないか。これは標準服に全部しろという話ではないんです。そろえることによって単価が下がるんであれば、統一した制服にという検討もあるんではないかということなんです。

だから、そういう部分を含めて、いろんなやり方、いろんな方法を検討していって、結果的に 保護者負担が減りましたというやり方をとっていただきたいというのが私の思いなんです。

今の課長の話とか、今その、教育長はどうにかしたいっていう思いはあるみたいですけれども、 今のままでいくと、結果的に何も変わりませんでしたっていうことにしかならないんで、とにか く検討していただきたい。教育委員会の中でも構いません、また、その外部も入れてそういうふ うな検討委員会とかそういうのをつくっていろんな意見を聞くとか、アンケートをとるとか、い ろんなやっぱりやり方があるんだろうと思うんです。それを積極的にちょっとやっていただきた いと思いますが、そういうふうな考え方はないですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- ○教育長(亀田 俊隆君) 価格については、他の町村、県全体も見据えながらやっていく必要が

あろうと思います。業者の選定についても学校等ともう一度検討し合って、よりよいものをつくっていただくというふうに考えております。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(11番 武道 修司君) 業者をかえるとか、そういう話じゃないんです。とにかく、皆さんのいろんな意見を聞いて、その中で制服が統一できるものなのか、できないのか、そういうふうな形でいけば単価が下がるのか、下がらないのかとか、いろんな検討するのに、今の教育委員会ももちろんですけど、保護者の方とか地域の方とか、いろんな人たちに声を聞きながら、なるべく下げてほしいということなので、アンケートをとったりとか、そういうふうな委員会をつくるとか、そういうことでとにかく前向きに進めてください。

とにかく、保護者に対して負担がさらに制服で重荷になっているという部分はあるというこの 事実をやっぱり把握して、公正取引委員会もそういうふうな指摘をしっかりしているんで、県、 教育委員会も含めて相談しながら、とにかく前向きに保護者負担を減らすということで動いてい ただきたいというふうに思います。

それと並行して、リユースの関係です。これは保護者負担を減らすというのは、制服を買わなくていいという部分でいくと、このリユースが一番いいというふうに思っています。

特に、先ほども話したように、1年生で入りました、2年生になってもう制服が小さくなりましたっていうときに、新たな制服を買うのもということになれば、リユースで先輩たちが使っていた古いものをもらってですね、実際今いろんなところでやっていると思います。私も実際、うちの子供も先輩の方から制服をもらったとか、高校もそうでした。そういうふうな形でやっているというところもあると思います。実際、私が聞いた中でいくと、各中学校は要らない制服を集めてリユースをというようなことをやっている、一部でですね、やっていることもあるみたいです。

これをもう少し積極的にリユースをやるんだという形で、住民全般的にそういうふうな話を出して、中学校の制服をそういうふうな形で使えるようにして集めれば、その分、管理とかクリーニング代とかいう部分が出てくるかもしれませんけれども、保護者負担のことを考えれば、それぐらいのことはやってもいいんではないかというふうに思いますが、その点について、今現状、中学校がどのようにやっているのかというのと、そういうふうな、今後もう少し幅広いリユースの方策をやらないのかどうなのかをお聞きしたいというふうに思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 鍛治学校教育課長。
- ○学校教育課長(鍛治 孝広君) 学校教育課、鍛冶でございます。まず、御質問の今両中学校で 実施をしております制服のリユースについてでございますが、学校に聞き取りを行いましたとこ ろ、3年生に卒業前に仲介、あるいは学年通信等で、リユースのために制服及び体操服の寄贈を

募っていると。寄贈を受けたものを学校で保管を行いながら、学校が保護者から相談を受けたと きに貸し出しを行っているということで聞いております。

寄贈につきましては、例年、主に保護者同士で制服を譲り渡すケース、それから兄弟に譲り渡すというケースが多くて、学校への寄贈は、制服については5着程度、体操服については15着程度あるということで報告を受けているところでございます。

また、貸し出しの実績につきましては、両校とも制服については年間1、2件程度ぐらいだということで、主に転校してきた生徒に貸し出しをしているということでございます。また、体操服につきましては、主に体育の授業があるときに体操服を忘れてきた生徒に貸し出しを行っているというのが主であるということで報告を受けております。

今後の制服のリユースの拡充ということでございますが、今、両中学校独自で実施をしている ということもございますが、先般、町内の有志の方が制服のリユースを考える会というのを今立 ち上げることを検討しているということで、この前、先日の公聴会のほうにも趣旨説明等で来ら れております。

学校としては、学校独自では今やっておりますが、学校が全てをカバーできているということ もあるかもしれないので、そういう町内の団体と一緒にやりながら、リユースが町内で進めばい いということで今考えているというところでございます。

以上でございます。

〇議長(田村 兼光君) 武道議員。

○議員(11番 武道 修司君) リユースの関係については、今、中学校が3年生に卒業するときによかったら寄贈してもらえないかという話をしている。でも、実際にそのリユースで集めた制服が学校側にあるということを保護者とか子供たちには言っていない。今話したように、よそから転校してきましたと、まあ、とりあえずここにあるから、ちょっとこれ着ておきなさいと。体操服忘れてきました、で、その体操服忘れた子に、それならとりあえずこれをきょう着ておきなさいというような形で今使っている。本当のリユースで保護者負担を減らそうというやり方ではないというのが現状なんです。

だから、そこをしっかりとリユースをするんだと、保護者負担を減らすんだという動きをしないと、今その中学校がやっているからいいじゃないかというような形ですると、保護者負担を軽減するということには何もならないということなんです。

だからそういう部分で、リユースというものがこうやって確立されて、実際リユースで制服が借りられるんだ、体操服が借りられるんだという動きをしっかり、ほかの保護者の人たちにも周知徹底というか、その話をちゃんとして、そのようなことがわかるようなサイクルを回しながら、保護者負担の軽減に努めていただきたいというふうに思います。

その中で、本当は町が制服を全部買うとかいうのもいいんでしょうけど、ただそれは財政的に もそんなもう無理な話になると思いますので、まずはやり方によって保護者の負担が減ればより よい学校生活ができるんではないかなというふうに思いますんで、そのような形で検討して進め ていっていただきたいなというふうに思います。

中学校の制服については以上で終わります。

最後に、新学習指導要領についてお聞きします。

今年の4月から新学習要領が始まっている。概要とスケジュールをちょっとお聞きしたいなというふうに思ってます。

私が調べた中でいくと今年度、平成29年度は周知徹底と、平成30年度からまず幼稚園が始まる。その2年後から小学校が始まると。平成29年度から周知徹底という状況になってるわけです。この兵29年度、今年度ですね、どのような形でこの新学習要領について周知徹底をやってきたのか。

来年4月から幼稚園が始まります。その中で今年度の周知徹底を、4月から始まりますんでどのような周知徹底、話をしてきたのかを教えていただきたいというふうに思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 鍛治学校教育課長。
- ○学校教育課長(鍛治 孝広君) 学校教育課の鍛治でございます。まず、新学習指導要領の概要 ということについて、私のほうから答弁させていただきます。

新学習指導要領についてでございますが、基本的には現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するというのが基本的にな考え方というふうになっておりまして、大きな改定点は3点ほどあるというふうに考えてございます。まず1点目は、主体的対話的で深い学びの拡充ということでございます。これは、児童生徒がみずから学ぶことに興味や関心を持ち、子供同士の協議、対話を経て学ぶスタイルのことでございますが、このスタイルをさらに拡充するというものでございます。

また2点目は、新学習指導要領の実施に先行して特別教科として教科化されます道徳教育の充 実が上げられるというふうに思います。

それから、3点目が外国語教育、英語教育の充実ということでございます。これは、現行の学習指導要領では小学校5、6年生に年間35時間外国語教育が行われておりますが、これを新学習指導要領では小学校中学年の3、4年生に年間35時間、5、6年生においては年間70時間と時数を倍増し、また外国語科として教科化するということになってございます。

以上が学習指導要領の主な概要でございます。

それから、スケジュールにつきましてはもう先ほど議員が言われたとおり、今年度が周知期間 ということになっております。小学校については2年後から本格実施、平成30、31が移行期 間という位置づけになっております。

それから、中学校については平成30年度から3年間が移行期間ということで、平成33年度から全面実施というふうになってございます。

あと周知徹底ということでございますが、基本的には小学校中学校につきましては、県の教育 委員会を通じておりてきます文書ですね、学校のほうに情報提供してるというのが主でございま す。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道議員。
- ○議員(11番 武道 修司君) 新学習要領の、根本的に今度大きな改革がこれ私あるものだろうと思ってるんです。ざっくり言うと、何を学ぶのか、どのように学ぶのか、何ができるようになるのかというこの3点がこの基本的な考え方になってきてるということ。

学校でこの勉強をします。この勉強をするに当たって、結果的にこういうふうになるんですという部分もしていく。今、大学とかでよく使われているアクティブラーニングという、対話式とかグループ式とかいろんなやり方の中で、もっと競争力をつけたりとか、もっと自分からの発信をどうしていくのかっていう部分をつけていくという部分もあるんだと。これ今までの学習要領とは基本的に大きく違うとこだろうと思うんです。

このやり方をやるには、ある程度学校側がどのような形でやっていくのかちゅう構想とか理念とか考え方をしっかりしとかないと、なかなかスタートします、はいやってくださいて言ってもこれできないんですよ。

だから、その周知徹底で本年度このように変わったんですていうことを各学校、先生方にちゃんと知らせるということが必要な期間として平成29年度があるんです。県から文書来て、はい配りましたからもうこれで周知徹底ですとかいう感覚は、これが教育で本当に子供たちを育てようていう感覚にちょっとなっていないような気がしたんです。先日私あるとこで聞いたら、ああ何か変わったねと、こういうふうなのが何かあるようやねと、先生の認識はそんな感じなんです。

これ、もう一つ大きな問題点があるんです。今度の新学習要領でもう一つ大きなとこ変わるのが、今までこの新学習要領ちゅうのは教育委員会、学校がこれを知っとけばよかった。どういうふうに指導するか、どのように教科を決めるかと、どのような指導の仕方をするかとかいうことやった。

今度の大きな改革は、この学習指導要領を子供たち、教えられる側も理解してもらう、その家庭にも理解をしてもらう、その地域にも理解をしてもらう。その中で、ちゃんとした学習要領をもとにして、ちゃんとした学校教育をやっていこうということが今度の新学習要領の中に私あると思う。この言葉の中では学びの地図という言葉を使ってるみたいですけどね。

だから、ここをしっかりことしそういうふうな周知徹底をすることによって、来年まず幼稚園が始まる。2年後に小学校が始まる。3年後に中学校が始まる。この地域の子供たちをどうしっかり育てるかていうものをつくっていくという必要性は私はある、スタートのこの1年だったんではないかというふうに思ってる。

今の話からいくと、教育委員会として今幼稚園、小学校にちゃんとした形でこの話をしてないような気がするんですけど、現状やっていないんですか。それとも今からその何かをやるという計画があるのかを教えていただきたいというふうに思います。

〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。

○教育長(亀田 俊隆君) 新しい学習指導要領は、平成32年に完全実施ということになります。 現在、移行期間が来年、30年の4月1日から始まるということでございまして、今議員御指摘のように新しい学習指導要領には明確な目標がございます。従来ゆとり教育だとか、あるいはその逆の詰め込み教育だとかそういうふうに言われてきましたけど、今度の学習指導要領も現在でも受け継いでるわけですけども、新しい学習指導要領ではそういう二者の対立的な考えではなくて、学校で各教科を通じて知識は十分植えつけるのは当然ですけれども、それ以外に社会の中で生きていく上で必要な能力、資質能力を十分に育成しようというのが大きな目標にあるんですね。ですから、社会に開かれた教育をやろうということなんですね。

その一つが、やっぱりコミュニティスクールでもあるわけですけれども、したがいまして明確な目標がございます。それについては、我々教育委員会は学校のほうに、現在までもうずっと要望してきております。

確かな学力という表現をしますけれどね、それ以外に豊かな心やあるいは社会性を育てた子供ということでございますので、道徳教育が4月1日から教科として始まります。今までは教科ではございませんでしたけども、教科書を使ってやるようになりますし、外国語教育につきましても、英語ですけども、移行期間ではございますが各学校のほうに実施の方向がもう定めております。

したがいまして、何ていいますか今までの教育とはまた一歩進んで、大きく言えば生きる力の継続ではございますが、保護者、家庭の教育と地域の教育とそれから学校が行う教育は三者一体となった教育を進めるというのが最大の目標になっております。

〇議長(田村 兼光君) 武道議員。

○議員(11番 武道 修司君) よそに比べてというとどうなのかわかりませんけど、コミュニティスクールを始めたり、地域の中でいろんな話をしたりという部分に関して、私は先行してるというか築上町はそんなに劣っているとは思っていません。いろいろと努力していただいて、地域の人たちにも協力していただいて、よりよい学校ができつつあるんではないかというふうには

思ってます。

ただ、やっぱり国からこういうふうなやり方というか基本的な核となるもの、これをやはり皆さんに知っていただくということが重要だろうと思うんです。築上町こんなことしよんねという部分だけではなくて、国としてこういうふうになってる、町としてこういうことをやってる、現状こういうなことがあるんだ、将来的にこうしてやっていくんだていう部分をみんなで理解というかそれを共有する。その考え方を共有してみんなでこの町を育てるていう部分で、今年度の周知徹底期間があったんではないかなというふうに思うんです。

だから、今年度の周知徹底期間をしっかりまた、今からあと何カ月間かありますけど使って、 そういう部分でできる部分をやっていただきたい。今教育委員会がやってることが私は間違って るとも方向が違ってるとも思ってません。

全然今のこの新学習要領に合ってるし、逆に先行してやってるというふうには思ってる。ただ、これがちゃんと皆さんに、地域の人たちにその周知徹底ということが、学校側に周知徹底ということができてるのかなという部分でちょっと疑問を感じてるんで、これはやはり今回の新学習要領の一番大きなものは、そういうふうな考え方を共有するというところに大きな目標があると思う。

学びの地図という言葉になってますけど、その地図にそういうふうなものを落としていって、 誰が見てもわかる教育、誰が見てもこういうふうにしていくんだなていうことをしていくという ことが、今回の大きな目標になってると思いますんで、その周知徹底を含めて今後の移行期間の 中でしっかりとした形の体制をつくっていただきたい。

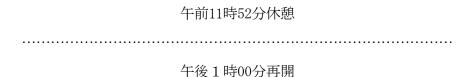
そして32年ですか、32年から小学校、33年から中学校、34年から高校というふうにしっかりとした子供を高校に送り出せるような形を、小学校中学校の9年間、場合によっては幼稚園を含めて中学校卒業されるまでの期間を義務教育期間として、しっかり町として育てていっていただきたいなと。皆さんと考え方を共有しながら、この新学習要領をもとに体制づくりを進めていってほしいというふうに思いますんで、よろしくお願いをいたします。

 / 0	

〇議長(田村 兼光君) それでは、これで午前中の質問を終わります。

再開は午後1時からとします。

以上で終わります。



○議長(田村 兼光君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番目に、1番、宗晶子議員。

○議員(1番 宗 晶子君) 1番、宗晶子です。通告に基づき、質問させていただきます。まず、庁舎の件についてお伺いします。

その前に、私の政治信条はお金に係る損得のことより住民の気持ちを大切にすることです。

現在、庁舎の建てかえを必要だと感じております。合併特例債の活用も有効な手段だと思います。しかし、現在の庁舎建設の住民の気持ちを無視した強引な進め方には納得することができません。

過去のこの件に対する議会での質問の答弁より、資金面で合併特例債の期限内に庁舎建設を完了せねばならないこと、そして庁舎の耐震性等を考慮すると庁舎の建てかえは喫緊の課題であること、そして庁舎に対しての町長の思い、夢、希望、構想、全て理解しているつもりです。しかし、今理解しているだけの庁舎建設構想の中には重大な欠陥があります。何が言いたいのかお分かりになるかと思いますが、それは住民との対話です。

しかし、今までの議会の質問、そして午前中の吉元議員の質問に対して、やはり町長住民の意見を聞く必要はない。はやりの言葉で言うと住民の思いは排除するというのでしょうか、そういう形でずっと答弁をされておられました。

御自身の忖度で、今回約35億円の補正予算を議案として上程なさいました。他の自治体庁舎 建設には大体5年計画を策定し、住民や議会とともに庁舎の基本構想を練り、検討を重ね、紆余 曲折し、苦労の末ようやく構想を形にし、住民が喜んで庁舎の落成式を迎えたという美談をして もきっと無駄なんだろうと思います。

その証拠に、庁舎建設関係の庁舎内会議は6月2日以降たった2回、35億の庁舎にたった 2回の会議でこのように議案が上程されることに、大変悲しくて情けない思いでございます。

私は、今期の議会が可決し、無事庁舎落成を迎えられたとしても、決して喜ぶことはできない、 お祝いすることはできない。この件に対しては、私の周りのたくさんの方々にヒアリングいたし ましたが、同じ思いの住民の方も多く存在しています。町長には、その声は届いていないだけな んです。

その事実を踏まえまして、まず財政課長に御質問させていただきます。

先日いただきましたこちらの構想、そして本議会議案第65号の補正予算債務負担行為約35億円の庁舎建設に関する契約は、いつ締結される予定になっていますか。御回答をお願いします。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **〇財政課長(元島 信一君**) 財政課、元島でございます。御質問について御答弁させていただきます。

今のところ予定といたしましては、今後もし予算、債務負担行為のほうの議決をいただきましたら1月から準備に入りまして、年度内には難しいんではなかろうかなと考えております。年度を超えてからの契約になるんではなかろうかなということで、具体的に期日に関してはまだ今のところありません。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) では今年度は、29年度中には約35億の契約は締結されないということでよろしいですね。というか、スケジュール的に無理だという説明が今ございました。今年度中に約35億円の庁舎建設に関する契約を行わないのなら、この35億円の予算計上は一体何なのでしょうか。

私は、債務負担行為というものについてきょうまでに必死で学習いたしました。債務負担行為というものは予算なので、地方自治法第211条予算単年度主義の原則及び地方自治法第208条会計年度独立の原則に基づいて考えねばならないと思っています。

大変難しかったのですが、先行事例を確認してみました。まず香川県丸亀市、うちわのまちみたいなんですけれども、そちらの監査委員の監査報告には、議決を受けた年度においてのみ契約や変更契約ができるものであるので、翌年度以降において債務負担行為を行う場合は、改めて議会の議決を得るべきものであると明記されています。つまり、今年度中しか契約や変更はできない、年度を超えると、もし今回議案第65号の債務負担行為が可決したとしてもそれは無効となる。

そして、もう1件事例がございました。熊本県の監査委員さんの議決を受けた年度は会計年度 と書いてありましたが、会計年度経過後においては、債務負担行為に基づく契約締結ができない という認識不足が指摘されているという監査結果が明記してありました。どちらも29年度内に 35億円の契約をしなければ、この議決は無効になるということです。

ですから、築上町の本議案の場合は、補正予算約35億の契約は29年度中、あと3カ月ちょっとで締結しなければ無効になる。なぜ今年度に締結できる見通しのない予算を議案として上程されたのでしょうか。御回答をお願いいたします。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- ○財政課長(元島 信一君) 財政課、元島でございます。今回、プロポーザル等の町長のほうが 以前答弁しておりましたように、今回の庁舎建設につきましてはプロポーザル方式で行いたいと いうことで町長のほうが申し上げておりますので、そのプロポーザルの募集要項等を作成する上 において予算の金額等が必要になってまいります。

例えば、A市とかは議会の議決をいただいてないけども、例えば6月の補正予算で議会の議決

をいただいてからこのプロポーザルの要綱が有効であるよという文言を出してる市町村もございますけども、私どものほうにつきましては、今回議会のほうで34億6,000万ですかね、その数字のほうを御審議していただいて、承認いただいた後にプロポーザルの要綱等を年が明けてから作成準備に入りまして、早ければ3月中にでも募集要項を告示したいなというふうに考えております関係上、今回予算計上させていただきました。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 御説明をいただきましたが、3月に年度内に募集をする。そして、募集について業者さんたちはそれに一生懸命準備するわけです。しかし、債務負担行為の予算は3月で一度切れてしまう。そしたら、予算の裏付けはどこにあるんでしょうか。もう一度、3月の次年度、30年度の当初予算に債務負担行為を計上して、議案として提案されるんでしょうか。
- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- ○財政課長(元島 信一君) 財政課、元島でございます。宗議員さんの御質問について御答弁したいと思いますが、今のところ今回の債務負担行為において、契約ができないようでしたら30年度の当初予算のほうで、31年分と32年分の債務負担行為を計上し、また30年度に支払う予定である予算等につきましては、現年予算として計上する予定でございます。以上でございます。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) では、プロポーザル募集をかけて、もし4月の予算で35億になるかどうかわかりませんけれども、35億近い予算が否決された場合は、そのプロポーザルの公募についてはどうなるんですか。
- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **○財政課長(元島 信一君)** 財政課、元島でございます。募集要項の日時につきましては、今のところまだ決定はしておりませんけども、3月の定例議会前にもし募集要項出すようであれば、 先ほど私が申し上げましたようにただし書きの要綱をつけて、募集要項をしていきたいなと考えております。

また、予算の議決後に募集要項になるようであれば、その日付で議決をいただいておりますので、そういう文言等は記載を外して募集をかけていきたいなと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 事務的に業者さんを納得させていただくことはわかりました。
 では、使う予定のない、契約できる予定のない予算をなぜ今年度計上されたのかについて、も

う一度詳しく御答弁をお願いします。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **○財政課長(元島 信一君)** 財政課、元島でございます。契約ができればいいんでしょうけども、 今のところ事務的には難しいというふうに考えております。

ただ、今回準備をする上で予算の裏づけがなければ、準備といいますか各方面に告示等を行った場合に、予算がないのにそういうことできるのかということになりましたらできませんので、 今議会に提案をさせていただいたということでございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 予算の裏づけだけのために議案に上げられるのでしょうか。
 予算の裏づけが必要ということは、理由は地方自治法上、理由とならないと思います。地方自治法の何条に認められているのか、法令の条項があるんですか。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 債務負担行為を、私が一応責任者でございますんで、債務負担行為という行為は一応一つの事業に対して総事業を行う限度額を定めるものでございます。

そういう形の中で、1年目に使う額はまた新たに予算で定めてまいりますし、次の年の分はまた予算で定めていくということで、債務負担行為というのは基本的には(「はい」と呼ぶ者あり)そういうことで、一応ある程度目安を立てた限度額かそれ以内で事業費を抑えるという一つの目的を持って、私は定めるものでございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 求めてないのにわからない答弁をされても困ります。私は町長の おっしゃったことは丸っきり理解ができません。

今申し上げましたように、プロポーザル公募の時点で3月議会で次年度予算として可決できる かどうかもわからない、そしてわからない予算を執行するという行為が、先日説明がありました ここに明記されております。

決まってない予算を執行するのは地方自治法違反になります。地方自治法の232条の3普通 地方公共団体支出の原因となるべき契約、その他の行為は、法令または予算の定めるところに従 いこれをしなければならない。イコール議会で議決されていない予算は契約しちゃいけないんで す。公募もしちゃいけないんです。それを、年度をまたいだらできなくなるのは当然のことでは ないですか。

私は何度も、今町長からも御説明いただきましたが、本予算が法令違反でないかという疑問については、幾ら御説明いただいても払拭することができません。これは私の政策ではなく、地方自治法が守られているどうかという庁舎全体の問題でございます。

これについては先ほど申し上げました関係資料もあります。先例もあります。丸亀市や熊本県の会計監査でも指摘されています。この予算が法令上厳しいことを、課長や町長は全く疑問に持たれなかったんですか。たった2回しかない庁舎内の会議で議論されなかったのでしょうか。

私は、町が法令違反をしないか、本当に心配でたまりません。本予算提案に対して、県に問い合わせた上で提案したんでしょうか。それでオーケーとの回答だったら私は安心です。

しかし、私が間違っているのであれば、しっかり県の市町村支援課等に問い合わせて文書で根拠を示してください。文書で問い合わせを行い、委員会で回答をお示しくださいますよう要求いたします。県の回答次第では、議案第65号の撤回もしくは修正を求めます。財政課長、よろしいでしょうか。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **○財政課長(元島 信一君)** 財政課、元島でございます。見解につきましては、宗議員さんから 言われたように県のほうに問い合わせをしたいと思います。

ただ、今回提案いたしました関係は、地方公共団体が債務負担行為を設定した年度の計画であって、経過することができるかどうかということについては、私どもも一応地方自治法同施行令においてちょっと見ましたけども、明文化をされておりませんでした。

それで、過去の事例等、また宗議員さんがお調べになりました事例とはちょっと違うんですけども、文献等見た場合に、該当年度に債務負担行為の契約ができなかった場合は、設定年度経過後であっても締結することができるという文もあるのも事実でございます。

また、宗議員さんが言われたように経過債務負担行為の設定年度において、契約が締結できない場合は来年度以降に再設定をすべきだという見解も、二通りの見解がありまして、私どもは前方のほうの見解に基づきまして今回提案させていただいた次第でございます。

また、再度県の支援課のほうに問い合わせをしたいと思います。以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 今の御回答を聞き、大変安心いたしました。やはり私の法解釈、 また執行部の法解釈、平行線をたどるようであればやはり第三者からの指導が必要かと思います。 ぜひとも慎重にことを進めていただきますようお願い申し上げます。

議案質疑の折の調書の添付がない件といい、今回の債務負担行為の補正予算が法違反ではないかとなぜ私がこんなにこだわるのか、それはやはり住民の意見が入ってない、庁舎建設に至るまでのプロセスに納得できないからなんです。この進め方で庁舎が建設されたら、住民の皆さんは本当に喜ぶでしょうか。住民の幸せにつながると思うんでしょうか。町長の庁舎ではありません。住民の皆さんの庁舎なんです。建ってからでは遅い、基本構想をつくるまでが大事なんです。そ

こに住民との議論が入ることが大事なんです。

限られた時間しかございませんが、今からでも丁寧な説明と意見集約を行って結論を導きだしていただきたいと思いますが、町長のお考えをください。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 重々、今配置図はこの程度しかできておりません。実際、あと会議室とか普通の事務所形態でございますんで、新たな大きな総合的な施設つくるんであればまたそれは別として、一応絞り込ませた事務所という一つの考え方で、そうすればよその例をとりながらやっていくという考え方で私はいいんではなかろうかなと。そして、パブリックコメント等は開催してまいります。実際ですね。ある程度の概要はできたら、そういうことでそれで承知をしていただければいいんじゃなかろうか。

今まで相当議論がされてきておりますが、私に対しての要望というのはほとんど来てないし、 今回議員の皆さんにお示しした姿が初めての庁舎の配置の図面でございますし、そのうち経過が はっきりすれば議員の皆様にはお知らせしていきますし、基本的には今の行政というのは間接民 主主義ですね基本的には。

そういう形の中で、広報あたりでは十分広報してまいります。このような形で、ある程度議論をされて決定されましたと。そういうことは十分住民の皆さんにはお知らせをしていかなけりゃいかんと私は考えておりますし、そこで議員さんの御理解が、全て住民に相談するということはこれはもうかなわないことでございますし、ある程度執行のもとに提案をさせていただくということで御理解がいただければありがたいかなとこのように考えて、それで前のいろんな経過もございまして、なぜ現在地ではいけないかというふうな御指摘もあるようでございますし、そういうことで現在地に落ち着いたというのが現在の状況でございます。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 今町長に、今まで聞いたと同じようなお話を御説明いただきました。

今度、やっとパブリックコメントをとって住民の意見を聞く。パブリックコメントをとったところで、そのコメントはこの計画にどのように反映されるんですか。この計画はどのように変わるんですか。

町長は今までに、私はこんな庁舎つくりたいていうことは再三にわたっていろんな場所でア ピールされたかと思います。しかし、広報ちくじょうではただの1回だけ。そして6月議会では、 場所はここにしたいてそれだけでしたよね。

町政懇談会でも、私はここに建てたいてそれだけしか聞いたことがございません。町長のほう

から住民に、どんな庁舎がほしいのかて聞いたことがあるんですか。もしかしたら複合施設の庁舎がほしいて思ってらっしゃる住民もたくさんいらっしゃるかもしれませんよ。聞いたことがおありでしたら、その事実を教えてください。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 複合施設は当然住民の要望がございましたんで、JAの用地という形でいるんな複合施設をつくろうかというふうなことで()送り出しましたら、喧々囂々の形で現在の形に落ち着いてきておるというのがこれがいままでの理由でございまして、住民の意見という形の中で、職員の中で検討して私はよその例等々見て、そんなに変わらないような事務所にした、落ち着いた施設にしたほうがいいんじゃなかろうかという形で、複合施設あたりはちょっと諦めたという状況でございます。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 私はやはり、前々議会で農協さんの土地購入は反対いたしました。 なぜ反対したかていうと、説明がなくて納得できなかったからなんです。説明がなくて納得でき ないて思ってる点は今もかわりません。だから、どこであろうと説明がないまま事が進んでいっ たら、誰だって納得しないと思います。

もうこの点については話しても堂々めぐりになると思いますし、きっと町長からは明確な回答はいただけないと思いますので、最後に一言だけこの件に関して申し上げたいことがあります。

やっぱり合併特例債という期限があるので、かなり急いでこの計画を遂行なさっているように 感じます。急ぐことは重大な過失や法違反を招きかねないです。町長には、絶大な執行権と権能 がございます。法を率先して守ってリーダーシップをとるのが町長の大切な役目です。

法を守ると同時に法を守ることは職員と住民を守る、そういうことになり、その責任を担っておられます。私はこの予算計上は大変乱暴だと思うので申し上げます。この乱暴に急いだ庁舎建設の進め方で職員が守れるんですか。職員さんに法律違反になる業務を強要していないかと大変不安に感じています。

ですから、先ほど元島課長が回答くださいましたように、今回の議案第65号の債務負担行為 は県にしっかり問い合わせいただきまして、委員会までに回答くださいますようお願いしてこの 質問は終わらせていただきます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 築上町男女共同参画推進条例についてということで質問上げさせていただきます。

まず人権課長にお尋ねします。担当課として、本条例の職員への啓発はどのように進めてきた のか、お答ください。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道人権課長。
- **〇人権課長(武道 博君)** 人権課の武道でございます。ただいまの宗議員の質問にお答えいた します。

築上町のほうでは、平成19年に築上町の男女共同参画推進宣言を行い、条例につきましては 平成21年度に制定して、担当課としては周知を行っています。

ただ、この条例の中には、今回性別による差別的扱い、セクハラ、DV、その他の男女間における相手方に身体、または精神的苦痛を与えることが人権侵害であるということが書かれていますけど、今回幹部職員が痴漢行為等で逮捕されたことは () にかかる非常に残念なことだと私は感じております。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 町は既にこの職員を懲戒処分にしたと報告公表がございましたが、 再発防止策はとっておられるんでしょうか。御回答をお願いいたします。
- 〇議長(田村 兼光君) 武道人権課長。
- **〇人権課長(武道 博君)** この事件に関しては、緊急の庁議、また職員の連絡会が開催されました。その中で、広い意味での公務員の自覚としての指導等の説明が町の執行部のほうからありました。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- **〇議員(1番 宗 晶子君)** では、町長としての再発防止に対する見解をお答えください。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 公務員という形であれば、ちゃんと自分の身分をわきまえた、ちゃんとした法を守る形で、仕事も一緒です。個人の生活も一緒です。それはそれでちゃんとやっぱ個人自身がわきまえながらやっていくと。それを補完するのが我々だろうと思いますけど、なかなかそれができなかったていうのが今回の現象でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 町長は庁議等で再発防止についてお話されたと思いますが、再発防止策について改めて御回答お願いいたします。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 再発防止策というか、これはもう本当に公務員としての自覚、これしか 私はないと思います、実際。そして、それをしないようにしていくというのが我々がやっぱり包

容するちゅうか、何ていうか仕事面においてもストレスがないようにしていくと、これがやっぱ り一つのやり方ではないかなとこのように考えております。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) ぜひとも仕事面においてのストレス等軽減に努めていただきますよう心からお願い申し上げます。

この件については、住民の皆さんからなぜ当該職員に退職金を支払うのか等不満の声も多く上がっている状況でございます。私ども議員に言われましても、規則で決まっていることなので仕方がないことでございます。

しかし、規則上のこととはいえ、一議員として住民の皆さんの声を届けることは大切なことで ございますし、現状の規則が甘いようでしたら法律的に困難なのかもしれませんが、痴漢行為に ついては勤務中であってもなくても懲戒免職という規則改正を求めます。

それでは、DV支援のほうについてお話を伺いたいと思います。人権課長にお尋ねいたします。 築上町のDV被害者相談支援は、現在どのような体制で行っていらっしゃるのかお答お願いい たします。

- 〇議長(田村 兼光君) 武道人権課長。
- **〇人権課長(武道 博君)** 人権課、武道です。ただいまの宗議員の質問にお答えします。

DV、ドメスティックバイオレンスは、身体的なもの、また、精神的なもの、さまざまな形が存在しています。町の支援の現状としては、まず担当者が一人で抱え込まず、組織としての問題として問題を捉えているところであります。また、一つの機関だけでは問題を解決する場合が困難なときが多々ありますので、必要に応じて、県の関係機関などに連携して、問題の解決に当たっているところであります。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 日々、支援相談に普通の職員さんが当たっているんですよね。はい。職員さんが当たっていらっしゃるということに感謝申し上げます。しかし、DV支援というのは初期対応が重要で、対応を一歩間違えれば、せっかく声を上げて、助けを求めた被害者の方が相談を諦めたりとか、もとのDVがある環境に戻ってしまうようなデリケートな事案なんです。そして、相談者の命を預かる重大な使命を担っております。町のほうで、今相談を受けているということですが、職員さんが相談を受けているということですが、果たして、相談者に行き届くケアができているのでしょうか。相談員さんは、相談を受けることで、日々悩んでいるんではないかと思って心配なのですが、そういう課題は上がっていないでしょうか。
- 〇議長(田村 兼光君) 武道人権課長。

○人権課長(武道 博君) 人権課の武道です。ただいまの宗議員の質問ですけど、町の課題としては、DVの周知、防止の啓発の充実をまず第一点において、相談体制の充実、被害者の安全確保、自立支援の充実、また、庁内の関係部署との連携強化等を行っております。そして、相談者に対してのケアとして、最も大事だと思われていることは、やはり、適切な心のケアだと私は思っています。そして、町としては、DV被害者に対しては、被害者の話をよく聞き、そして被害者とともに問題を整理し、かつ、そして、被害者、悩んでいることは何か、また解決したいことは何か、どのようにしたいかなどを明確に一応確認しているように聞いております。

そして、本人が一人で問題を抱え込むんではなく、自分だけで解決することがないよう町としても最善を尽くす形で、職員と一緒にやっております。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) すばらしい対策ができているように感じます。ただ、やはり、職員さんが兼務で担うには、安全な確保、相談、そして自立支援と、そして、また、話を聞き、整理し、一緒に悩んで解決に導くことといって、本当に専門的な分野でのケアが、資質は必要になっていると思います。専門医の配置が必要なのではないかと思いますが、御答弁をお願いいたします。
- 〇議長(田村 兼光君) 武道人権課長。
- **○人権課長(武道 博君)** 町としては、今の現状で精いっぱい頑張っているところもありますけど、今後はそういった課題も踏まえて、検討していきたいと思っています。 以上です。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 町への相談件数はそんなに多くはない現状でございます。しかし、大事な問題でございます。そして、今、DV支援というのは多岐にわたっておりまして、住民課でも必要ですし、また福祉課、そして学校教育の現場、そして都市計画と、住宅を借りに来る方々等で共有して、もし、被害者の方が窓口にいらっしゃいましたら、しっかりと情報やヘルプという声をキャッチして、ケアしていかねばならない問題です。相談支援マニュアルというものが庁舎の中には存在していると思うんですけれども、全体で周知し、機能しているのでしょうか、御回答お願いいたします。
- 〇議長(田村 兼光君) 武道人権課長。
- ○人権課長(武道 博君) 人権課の武道です。ただいまの宗議員の質問ですが、お答えします。 支援体制のマニュアルは、各課、今、宗議員が言われたような住民課、福祉課等で、あと、学 校教育課、都市計画課もありますけど、連携を図り、問題起これば、迅速かつ適切に対応してい

ます。また、被害者の情報や秘密の漏えい等にも十分配慮して行っているところであります。 以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 各課で相談支援マニュアルが周知できるということで安心いたしました。もちろん今申し上げた課での対応は大事なんですけれども、やはり、庁舎全体でDVに対しての理解を深め、マニュアル等をシェアして周知していただきたいと考えます。

また、人権課というか、DV防止の啓発に関しては、支所にパープルリボンツリーを展示したりとか、また、DVについての新聞記事等を展示していただいたりとか、本の展示等を一所懸命頑張っていただきまして、感謝申し上げます。せっかく置いていただいているんですけれども、それが今庁舎全体でどのように機能しているというか、周知されているのかなというのは大変不安を覚えます。せっかくやっていただいているので、ぜひとも、議員の皆さんも、課長さん方も、各課で周知して、DVに対する理解を深めていただけますようお願い申し上げます。

DV防止についてというのは、やはり、教育の現場でどのように教育するかというのがすごく 大事になってきていると思います。町として、義務教育でどのような教育を行っているのか、教 育長、御回答をお願いいたします。

- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- ○教育長(亀田 俊隆君) 教育長の亀田でございます。

子供に対するDVは子供の生活圏全てで起こり得ると考えています。まずは登下校ですね、登下校中のDV。いろんな、最近は写真を撮ったり、声かけしたり、追いかけたり、そういう事例が京築管内でも起こって、築上町は比較的非常に少なくてあれなんですけども、それから、当然学校の中でのDV、特に暴力ですね。暴力。それから最後、家庭ですよね。この3つの生活圏で当然そういうことが考えられるわけで、一番子供たちにかかわるのが地域と家庭です。中での起こっている事例が一番多いようには思います。ただ、学校の中で、子供たちに対して、そういう登下校のときの今、朝の見守り等、非常に地域の方が協力していただいて、本当にありがたく思っていますが、特に下校時の夕刻の出来事等については、十分各学校で子供たちに十分周知をして、注意をしております。

それから、学校内では、これはもう当然暴力行為については絶対もう禁止事項でございまして、各学校とも非常に熱心に校内の暴力については、徹底的な、これはいけないということで、いじめにもかかわることでございますので、力を入れて、ここ最近ずっと校内暴力起こっておりません。はい。そういうことで、DVという捉え方は広くやっぱり捉える必要がございますので、身体的、精神的に、そういうことがないように、学校の教育の中でも、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 教育長、DVという概念をおわかりですか。校内暴力とか、いじめとかというものとは、かけ離れているものなんですよ。配偶者間で行われる暴力なので、最も親密で、そして、誰にもわからない密室で、当事者間しかわからない状況で行われる男女間の暴力、今はLGBTという考え方がございますので、男性同士のカップル、女性同士のカップルもたくさんいると思いますけれども、最も親密な中で行われるので、なかなか表に出ない。校内暴力とか、いじめとかとは全く違う種類のものなんです。だから、発見というものが物すごく大変なんです。だから、学校現場とかでは、教育も大事ですけど、その事実をしっかりしていただいて、先生方が、子供さんたちがそんな話をしているようであれば、その情報はしっかりキャッチしておかねばならないものなんですが、私は教育長のDVの観念に認識にかなり疑問を感じました。そのことをまず学習した上で、教育現場に生かしていただきたいと思います。
- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- ○教育長(亀田 俊隆君) DVというのは、もちろん夫婦間というのも十分承知しております。ただ、そのDVのことが子供に与える影響というのが非常に大きくて、実は学校の現場のほうに家庭のほうから、そういう相談が、母親のほうから相談がございまして、それについて、学校の中では家庭訪問もいたしますけれども、スクールソーシャルワーカーや、あるいは今SSWもおりますので、そういう方々と相談しながら、児童相談所等に専門機関にも相談をしてやっております。ただ、DVというのは、夫婦間というのは十分は承知しておりますが、学校の中で、そういう暴力についての教育も必要ということで、先ほどお答えをさせていただきました。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 安心いたしました。ありがとうございます。 それでは、最初にお聞きしたのは、DVに対して、防止に対しての教育です。多分、中学校とかではやっていると思うんですけれども、そういうのを御存じでしたら教えてください。
- 〇議長(田村 兼光君) 亀田教育長。
- **〇教育長(亀田 俊隆君)** 中学校の中で、DVということで、特定のDV教育というところは、 まだまだ今のところは進んでないというのが現状でございます。
- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 教育課長は御回答できますでしょうか。中学校の現場で、DV防 止のための教育が行われていると思うんですが、御存じないですか。
- 〇議長(田村 兼光君) 鍛治学校教育課長。
- **〇学校教育課長(鍛治 孝広君)** 学校教育課、鍛治でございます。

私も認識しているのは、教育長答弁しましたように、DVという言葉を使っての教育というの

はちょっと認識をしておりませんが、人権教育の一環等で、相手を尊重するとか、暴力はいけないという教育はしているということは認識をしております。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 宗議員。
- ○議員(1番 宗 晶子君) 話がそれてしまいましたが、大変悲しい答弁ですね。人権擁護委員さんたちが京築管内から集まって、各中学校、たしか、椎田中学校ではDV防止の教育をなさっているはずです。しっかりと認識して、そういうふうに頑張ってくださっている人権団体の方には敬意を表してくださいますようお願いいたします。

甚だ残念な一般質問でございましたが、本日の一般質問は終わらせていただきます。ありがと うございました。

○議長(田村 兼光君) 切りがつきましたので、ここで一旦トイレ休憩をします。 再開は、少しちょっと時間が長いけど、切りがいいので、2時からやります。

午後1時44分休憩

午後2時00分再開

○議長(田村 兼光君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番目に13番、田原宗憲議員。田原議員。

○議員(13番 田原 宗憲君) 昼からの一般質問なので、眠たくならないように、聞いていただきたいと思います。

まず初めに、清掃センターについてお聞きします。内容につきましては、ごみ等の処分方法、 搬入、搬入路について、お聞きいたします。また、業務委託についてもお聞きしますのでお答え ください。

この搬入に関しまして、先日、私が直接清掃センターのほうに、ごみを搬入に行っております。 そのときに、感じた点について、お聞きしますのでよろしくお願いします。

まず初めに、軽トラで行きまして、そのときに可燃物の青の袋とか黄色のその他の袋に物を詰めて、築城支所の環境課のほうに行って、課長の決裁で、荷物を確認していただき、そこで印鑑をもらい、書類をもらって清掃センターのほうに行きまして、そのときに計量器のほうに乗って重量を測って、それから、センターの職員の指示どおりに物を捨てました。

そして、そのときに1つ気づいた点が、一応、計量器には絶対、乗らないということが原則だと思うんですね。それと、可燃物はRDFの中に、本当は捨てると思うんですが、時間が私が4時ぎりぎりぐらいに行ったときに、その可燃物のごみを仮置き場と言いますか、奥の瓶とか置

く所に一旦置く。次の日に、多分、分別の作業をするようにはなるんですが、可燃物の分に関しては、名前とかいろいろありますんで。一般的に清掃車をパッカー車のほうに入れれば、特定のごみとはわからないとは思うんですが。興味がある方は、例えば自分が持っていくじゃないですか、たら、自分の名前を知っとって中のごみを正直やっぱり見られたくなかったんですよね。

だから、そのときに清掃センターの職員に可燃物のごみに関しては、直接RDFの中に捨てらせてくれということを伝えました。

だから、その点を徹底していただきたい。

ごみの量については、もう答えなくてもいいんですが、今年度、計量器に乗らないで、ごみを 捨てた方がいたかいないか。これ、名前とか結構なんで、その点について、課長が確認している 時点でいたかいないかの答えでいいです。いいですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。

おりました。以上です。おります。(発言する者あり)

ただ、田原議員から御指摘のとおり、貴重な御提言いただきありがとうございます。私もそう 思います。今後は、適切な指示を行って、ちゃんと改善をしていきたいと思っております。 以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) 今の返答で結構です。また、自分なりに調査してまいりますので、次の議会か、その次の議会か、また質問をする場合があるかもしれませんので、そのときは、また回答をよろしくお願いします。

そして、一応、業務委託に関して、ちょっとお聞きしたいのですが、私が、皆さん、これ、ちょっとできれば、メモをとってもらいたいんですが。

清掃センターの業務委託で、名前はちょっと言えないんで、F企画という会社が28年の3月 31日まで、27年度の契約の業務委託をしていたと思います。そして、28年の4月1日から S産業という会社が、今、業務委託を受けています。

何で自分がこの件に気づいたかと言いますと、このS産業という会社は、会社の設立年月日が27年の6月17日、一応、できれば控えてくださいね。6月の17日。

そして、28年2月3日上旬と思うんですけど、そのF企画から辞退届の要請があったそうです。その推薦者として、今のS産業が、F企画より推薦を受けて、4月1日から契約をしている。その株式のS産業の株式は2株ありまして、1株10万円。ということは、資本金が20万円の会社なんです。設立が1年未満ですよ。常識で考えたら、27年の6月17日に会社設立して、28年の4月1日から清掃業務の委託契約をしています。その金額としまして、資料をちょっと

これ、今言った2点がS産業です。F企画という会社が27年度は受注していたと思うんですが、その会社の契約金額は1,248万円です。

だから、基本的に、いつからこのF企画と契約しているか、ちょっと自分も詳しくは調べてはいませんが、F企画とは1,248万円。24年度からの資料をもらっていますんで。そのときの計算方式として、委託人員が4名の12カ月、48名分。1名の1月の単価が26万円です。

次に、28年度の今度はS産業。S産業の契約書を見ますと、5人になっとるんです。5人の12カ月、60人約、単価は26万円です。4人から5人になっています。

そして、29年度は、これプラスです。今言いましたように、60人約の26万円プラス事務 経費として15%、234万円がどんどんとふえているんですよ。人員が1人ふえて、経費が 234万円ふえています。それブラス、時間外の休日出勤とかそういうものが185万円。

このS産業と契約したら、どんどん金額が上がっていっとんです。一般的な常識の中で、会社 設立して1年もならん会社がこういうこと通らんと思うんです。

このS産業という会社は、元この清掃センターの26年度、27年3月31日までセンター長をしていた職員なんです。その翌年に再任用で、27年の再任用で1年おったんですけど。だから、人員的に4名が、再任用までは、町が見ていたんよね、多分。再任用をやめてから5人になった理由が、ふやす必要はないと思うんですよ。わかりますか。

1年未満の資本金が20万円しかない会社を契約すること自体、俺、間違っとうと思います。 何でこれを入札にしなかったか。

先ほどの吉元議員の火葬場の件の契約のときに、財政課長が1年更新と言うたですよね、契約は。言いましたよね。特殊なものに関して、火葬場ほど、別に俺5年契約でいいと思うんやけど。この契約に関して、わざわざ5年にしとんです、5年に。何でこれ、入札にできなかったということなんです。専門業者がいないと言ってもRDFとか、例えば、ごみの、みやこ町とかそこら辺に相談するべきで、入札をするべきと思うんです。

最終的に1,248万円から2,137万円ですよ。おかしいと思いませんか。 課長か町長か誰か、答えられる方おったら、ちょっと返答もらっていいですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。

まず、人間が、4人から5人にふえたことにつきましては、清掃センターにおいて、全体の人間で作業している人員が10人で作業を行っています。

この作業を携わっている内訳としましては、リサイクルセンターとRDF施設の2施設がありまして、いずれも、5人ずつで対応を行っておりました。

そして、F産業からS産業に変わってきたときに4人から5人になったことは、1ータル人数的には、10人で変わりはありません。そして、1人やめたことの1人ふやしたということで全体的な人数的には、変わっておりません。

それとあと、かれこれ経費とか、時間外手当てとか、29年度は計上をしましたが、これにつきましては、事務経費はいずれの会社も経費は見ていると。F産業さんのときは、計上はしていなかったんですけど、S産業になってからは、経費分は妥当であろうと判断し、計上しました。

そして、時間外勤務、これにつきましても、最初はF産業さんのときは、時間外手当ては、計上はしていませんでした。というのが、賃金ではなくて、代休扱いということで、対応をしていたそうです。そして、その後、協議というか、労働条件の改善とかを考えたときに、一応、これ、業務委託内のことであるんで、最初の契約の中にその分を含めたほうがよかろうということで、29年度は、その分を計上しました。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) F企画のときは、代休、日曜日出たら、平日休むとかいうふうに調整していたんです。でも、この会社に変わってから、業者から言いなり、そこ、入札なりしとるんなら別に問題はないんです。

それと、その財政課かわからんですけど、町が直接嘱託職員、雇ったときの単価、幾らですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 八野総務課長。
- ○総務課長(八野 繁博君) 総務課、八野でございます。

通常、一般事務につきましては、月額18万程度で御支払いしております。 以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) そうすれば、わざわざ26万円払わんでも町が採用して、そのかわり3年という上限があるかもわかりませんが。

ただ、F企画から3名がスライドして、S産業に行っています。元センター長が1人、S産業の旦那さんと思うんです。元職員と思うんですけど。その方と新規に1名。だから、3人が、F企画が自分がやめるから使ってくれちゅうて使ったんかもわからんけど、実務経験もないじゃないですか。10年とか以上の実務経験があれば、しょうがないと思うけど。

だから、町が直接3年を上限として、町がすれば18万円、安く済むと思うんです。事務経費って15%も要らんでしょう、234万円も。この会社に選定したばっかりに、234万、きょ

う、初めて資料を見てびっくりしたんです。これは、必要ないと思う。

だから、例えば、苅田町のRDFの業者がおるんであれば、そこに、まあ、本当言うたら苅田 と築上町いうたら、地元の業者と話し合いをして、それか、5者なら5者声をかけて、入札をし て。

この話に合点がいかんのが、F企画が、社長が技術者、S産業も元センター長が技術者なんです、4月1日から。やめて、3月31日までは、再任用で職員でおとって、4月1日から技術者になっておるんよ。

どう考えてもおかしいって。本当言ったら、副町長がおれば、副町長に全部2つの案件に関しては聞こうと思った。けど、体の具合が悪いときょう来ていないから。町長は多分、恐らく、そこまでは、把握はできんと思う、町長の立場から。

だから、全部今の築上町の件に関して、町長は内面的じゃない、表面的な印鑑はつくけど、そのお膳立てをしよるのは、俺は、副町長と思っています。町長、この件に関して詳しく知らんでしょう。ちょっと答えてくれないですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 決裁が回ってくれば、まあ、妥当なもんということで私も印鑑は押しております。
- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) だから、町長は副長を信用している。役場の課長は、町長が嫌ですと言っても、副町長のところでとまるんです、何でも。

自分が相談したこともあります。町長、「これは、こうやけいどうなったら」たら町長が「それは、いいと思うぞ」と。ほたら、課長の対応として、誰に相談したんかと言うたら、「副長に相談しました」と「副長はノーと言いました」と、それから上がらんのよね。

だから何にしたって、進歩がない。四角やったら四角のものしかないんです。今の課長連中は、 全部。

町長、副長に反論するぐらいあっても俺はいいと思うんです。この件に関しては、とにかく、 入札をするか。

業務委託というのは、8時から5時までの人間の契約をしているんです。この会社に関しては、 ほかの業務はしてはいけないとは、自分は思っている。人間で契約しとるんやから。わかります か。

最近目立つのが、建設課の工事とかをしてる、設計して。神崎課長、把握していますよね。

- 〇議長(田村 兼光君) 神崎建設課長。
- **〇建設課長(神崎 秀一君)** 建設課、神崎でございます。ただいまの御質問についてですが、そ

れは、水路の改修工事のときの見積もり依頼をした件だと思います。それは、把握しております。 (「製品価格納入しとるやろ」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(田村 兼光君) 神崎建設課長。
- **〇建設課長(神崎 秀一君)** 建設課、神崎でございます。

見積もりを依頼しただけで、製品の納入はしておりません。 (「業者からしていないんですか」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) これ、築城の多分物件と思うんですが、相談を受けたんです。 そういう回答なら、俺、全部言います。(「そういうやつは言わなわからん」と呼ぶ者あり)な ら、言いましょうね。

だから、基本的に設計して、担当員が、ここを使ってくださいようなことをアドバイスしとんです。橋の水管橋につけるブラケットみたいなのがあるやないですか、よその製品やったら、例えば、こことここなんです。図面明記しとるのは、こことここなんです。わかりますか。自然的に図面に書き込んだらそこを使わないけんようになる。

まあ、いいよ、答えんでいいよ、答えたらまずかろうけ、答えんでいい。それに触れたいわけじゃないから。

だから、業務委託しとんであれば、ほかの業務をしたらいけないんじゃないんですかということ。そこも調査して、今後入札にするんか、改善していただきたいと思います。

時間がないんで、ちょっと次の質問に行きます。

次の質問は、下水道工事の物件についてですが。もう時間がありませんので、ずばっと聞きます。

自分が把握しているのは、8月17日工期から12月5日までの場所は、椎田小学校のところの尾園川がありますよね、そこの左岸側の工事の件です。もう、自分が言います、全部。

8月17日に契約して、それから2週間以内に例えば必要な書類を出すと思います。1歩譲って、8月31日までは、工程表とか、技術者の届け出とかいう書類を、2週間以内に出しなさいというから、それまでは、工事に。早ければ工事、着工していいんですけど。なら、9月の中旬ぐらいに水道の本管が邪魔になって、断水して、9月の中旬ぐらいに、仮設配管、本管があって仮設の工事をしているんです。それから、12月5日が工期なのに、11月28日にカッターを入れて、12月1日にやっと掘削の本管を掘り出したんです。その工期は、12月28日まで延長しています。

そのときの一応書類をいただいていますので、変更の理由書として、「下水道管路に伴う掘削 範囲の上水道管が埋されており、支障となったため、仮設布設及び本管がえが必要となり、上水 道管にかかわる協議等及び施工に日数を要した」と書いとんやね。でも、水道管は仮設しとるわけ9月の中旬に。それで、11月28日、一歩譲って11月28日まで何で工事にかかれんやったか。

課長、答えますか。もう、素直に答えんと、俺、悪いけど、また答えますよ。何で、着工できなかったか。ちょっと答えてもらえますか。

- 〇議長(田村 兼光君) 西田下水道課長。
- **○下水道課長(西田 哲幸君)** 下水道課の西田です。

ただいまの質問ですが、なぜ、着工ができなかったかということです。現場に入れない理由としましては、道路使用において、警察協議の上、警備員がいないと現場着工ができない状況があって、あくまでも、請負業者の計画上の不備等もありますが、どうしても警備員が手配できないということでありました。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) そういう答え方をするなら、私が言いましょう。

この工事に関しまして、自分が指摘しているのは、下水道管の埋設工事の8の6工区です。 8の6工区が12月18日までしたんです。その第一下請けとして、地元の業者が下請報告書で 上がっております。

実際のところは、この工事に関しては、孫請けがありまして、町外の業者がしております。間 違いないですよね。数、そこ把握しとるよね。

8の5工区と8の2工区に関しては、この今指摘した孫請けの会社が、第一下請けで上がっています。これ、業者からの情報なんです。わかりますか、だから3つの今年度の工事に関して3つの工事をしているんです、町外業者が。3つの工事を順番的に言いますと、8の5工区を先にかかって、その工事が終わった後に8の2工区に移って、この8の2工区がアグリのところなんです。8の2工区が終わった管路だけ入ったとたんに、8の6工区に着工したんです。

課長知っとるやろ。知っとるのに何で、そんな説明。何でちゃんと答えてくれないんですか。 警備員がおらんとかじゃないでしょ。これが、町内業者やったら責任もってしますよ。

この孫請けの会社もちゃんと能力のある会社。ただ、町内業者に下請けをさせたら150万円 しか儲からん仕事が、この町外業者にしたら、230万ぐらい儲かるんです。

だから、今後下水の指名区分に関しても、下水のときは指名いいんでしょうから、直接しない 会社は、もう下水工事の入札から、何ぼ地域性ってあっても、外すべきだと思うし。

これ、大体副長が答えることだと思うんよ。でも、いないから課長に言いよるわけですよ。そっち見らんでもいいけど。いや、ちょっと待って。

だから、町内業者から自分が言われたのが、役場の職員がなめられとるんやないかと言うんです。何もペナルティーをしないから。だから、同じようなことをしていいんであれば、工期延長してくれるんであれば、警備員がおらんと言ったって、警備員います、どこでも。その業者仕事しよるんやから。

それ、課長、把握しとるわけでしょ。把握しとって、そんな変更理由に関しても、これ、間違った変更理由やから、工期延長は、取り消すべきじゃないんですかね。

契約は誰ですかね。(発言する者あり)変更理由、違う内容でだまされて契約変更しているんですよ。その場合はどうなるんです。無効になるんやないですか。ちょっと答えてもらえんですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **○財政課長(元島 信一君)** ちょっと私、無効になるか無効にならないか、法的のやつの分は、 ちょっと知識がございませんので、この場ではお答えようがございません。済いません。
- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) 丁寧なお答えありがとうございます。わからない、わからんとかじゃなくて、指名組みよるのは、財政課長入ってないんかね。入っとんやろ。それを、今後、把握して。

指摘した8の6工区ですか、この業者は迷惑と思うんですよ。下請けは町内業者にやって、その下請けが流すんやから。だから、これに関して罰則がなかったら、今後、同じような理由づけ、警備員ができんとかいう理由づけで、仕事は着工しないでもいいんですかちゅうことを言われたんです。だから、その変更理由としてうその理由やないですか。

それともう一点。技術センターですかね、情報センター、そこに、下水課長、悪いけど、そこに頼り過ぎじゃないかね。故意的に12月5日のものを28日まで延ばしたら金額が、委託契約している金額が追加になるんじゃないですか。それ、払うんですか。故意的にもしかしたら、情報センターが売り上げを上げようと思うて、故意的にそういう指導を業者にしているんじゃないですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 西田下水道課長。
- **○下水道課長(西田 哲幸君)** 下水道課の西田です。今の委託している工事の金額の件ですが、 あくまでもうちは施工管理の状況で、実態に合った管理日で実施します。

以上です。(「払わない」と呼ぶ者あり)その分は……。(発言する者あり)その現場に入っていない時期は支払いはしません。入っていない。その今管理……。(発言する者あり)(「どこで判断すると」と呼ぶ者あり)それは、管理工程等を実態を踏まえて、判断する……。(「工程表だけなら、うその工程表なりつくってできるわけじゃないですか」と呼ぶ者あり)実際のと

ころは、工程会議をしまして、実施工程を組みまして、うちのがそれで管理しております。 (「適正に払うということ」と呼ぶ者あり)適正に、はい。

- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) 支払いに関しては、そこまでは言いませんけど、とにかく、問題のあった工期の会社、28日まで延ばして8の6工区の会社に関しては、何らかの対処をするべきと思いますので、よろしくお願いします。この質問については、終わります。

次に質問に移ります。

次の質問ですが、庁舎建設について。吉元議員、宗議員の質問で、進捗状況なりは、まだ決まっていないということでよろしいんですよね。いいですね。

自分は資料要求して、資料をもらった分に関しては、JAの書類ということでいいんでしょう、 そういうにはまだ決まってないちゅうことを言いよったけど、自分が資料をもらっているやつは、 その計画に載っていたんで、ちょっと先にお願い、いいですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- ○財政課長(元島 信一君) 財政課、元島でございます。田原議員さんのほうから資料要求がありした関係の分は、JAとの協議の関係の経過の分と、契約書に関しましては、昨年度の予算でしましたJAの補償関係の契約書と今進行しております基本計画の計画書について、資料で御提出した次第でございます。

また、今後のスケジュールにつきましては、あくまでも案ということで、先日の全員協議会の ほうで御説明申し上げたものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- **〇議員(13番 田原 宗憲君)** 一応まだ、計画は決まっていないということでいきます。

今回の議案、本庁舎の建設に当たって、平成29年12月7日に、30分程度の説明を初めてお聞きしました。その際に建設事業費として、36億5,000万、そして、町の負担額が14億と聞いております。

今後、拡張工事などの際に、計画があるのかないのかをちょっと聞いてよろしいですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- ○財政課長(元島 信一君) 財政課、元島でございます。私どものほうは、今新庁舎の建設に関しまして、今の庁舎の敷地内と及び今の敷地内では幾分足りませんので、広域消防の土地とスターコーンFMの前の松山建設さんの土地を購入して、その中で庁舎を建てたいということで、今計画をしております。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) 課長、そんなことはわかっていますよ、スターコーンの補償費として500万、土地の購入費として1,400万やったですか、その件はわかっています。わかりますか。

何で、自分がこういう質問をするかというと、10月の中旬ぐらいに隣のM建設――今、名前出したから、松山建設って言っていいんかわからんけど、M建設の今の副社長と会いまして、たまたまあるところで会いまして、「町長がおたくの土地を買うって言っているね」ちゅうことを自分が言ったんですよね、言ったんですよ自分が。そしたら、その副社長が、「建物に関しては、まだ金額は提示されていません」と。わかりますか。建物に関してはまだ金額は提示されていませんと、だから、事務所はどっかよそのところに移るんですかということを、自分、聞いたんですよ。たら、「建物は、まだ、金額は提示されていません」と。

副所長と誰が話した方が、この役所の中にはおるんじゃないですかね。おるんならちょっと手 を挙げてもらえないですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 基本的には、「将来的には、譲ってもらえる話もあるかわからんね」と そういう話はしておりますが、今回の庁舎では、譲ってもらうという考え方は今のところありま せん。
- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) ちゅうことは、副町長が、蔵内邸の駐車場で密会していたかもしれませんし、とか、車の中で一緒の行動のときにそういう話をしたんかもしれませんし、頻繁的に、副社長が役場に出入りするのを自分が見ていますし、何の用事やろうか、気にはなっとんたんです。だから、たまたま自分がかまをかけた、かまをかけたちゅうか、「町長、買うって言いよるね」と言うたら、本人がしゃべったから、基本的な表向きには36億5,000万総事業費が、34億というのは、いろいろなもろもろの、こっちの資料を見て言いよるんですけど。

その中で、4階建ての6,000平米のものをここに建てるんですよね。ですよね、そこに。 その中で庁舎を建てるのに当たって、その町有地、よそのを買いよったら正直間に合わんでしょ うから。

議員さん、皆さんは、庁舎を建てないけんちゅうことは、十分理解している。けど、この件に関してでも、何にしてでも、町民に説明もない。当たり前の新聞社やいろいろな報道機関に報告した後に、議員に説明するだけでしょう。30分の説明、自分聞きたくなかったんです。30分でわかるわけないから。

町長がよく言うように、「3分の2の議員の議決権がないとバスの変更もできません」と町長

言うよね。けど、基本的に平成18年に合併してから、もう12年、町長なるんよ。その中で、町有地の候補として、例えば、日奈古のグラウンド、もう処分したからそれはしょうがない。その12年の中で、築城の支所とか、この反対側の駐車場と自愛の家のところとか、あと、それぐらいの庁舎が建つような規模の町有地がありますか。

課長、誰か答えられますか。候補地として、例えば、広い土地があるところは、どことどこちゅうのを、ちょっと答えてもらえんですか。把握している中でいいです。

- 〇議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **〇財政課長(元島 信一君)** 財政課の元島でございます。大きな町有地といたしましては、例えば、アグリパークとかに管財のほうが管理しています普通財産はございます。それぐらいしか、今、管財のほうで所管持っている……。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) わかる範囲でいいから、一般的な常識の中で築城の支所の可能性ってありますよと。駐車場の向うの土地も町道変更したら、可能性がありますよとか()。
- ○財政課長(元島 信一君) 今、役場の私たちの職員駐車場、第2駐車場とかも、向こう側のところとか、今、議員さん言われたように、築城支所の、今、土のグラウンドのところとか、そういう部分。あと、広いところで言えば、行政財産等になっていますけど、サンスポーツランド浜宮のグラウンドとかそういう大きいところはあるんではなかろうかと思っています。
- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- ○議員(13番 田原 宗憲君) いろいろな箇所がありまして、そこに建てたときの検討とかい うのを全くこの12年間、町長、していないと思うんですよね、実際に。もう、町長は、本庁は ここに支所は築城。

でも、いろいろの話の中で、自分も椎田です、町長も椎田。そしたら、築城の住民が見たら、 支所機能をなくすわけでしょう。皆さん、役場に何しに来ますかと言ったら、印鑑証明か住民票 か、例えば、あと、いろいろもろもろのそこは担当課に行く。それも、1年に何回ぐらい行きま すかと言ったら、ほとんど行かないって言うんです。「行っても1年に1回かなあ」というよう なことを、町長、言うんです。

ただ、その中、今、町長の考えとして、これも個人的に話したことを言っていいか悪いかわからんけど。ただ、本庁はここに建てて、支所は築城にして、支所のものに関しては、社協関係とか、そういうのを、町長、持っていきたいんかなという気持ちはちょっとあるんですけど。

その中で、例えば、あいたところとか、自愛の家に関して、ほかのものを持ってきたときに、 今、福祉事業として、御風呂とかいろいろと楽しみに毎日行っている方がおるんですよね。そこ ら辺が粗末になるし、全部、ガタガタと崩れていく。

自分が、この庁舎の件に関して、本当に真剣に取り組まなきゃいけないんで、例えば10人に

声かけたとするでしょう。 1 人だけはここでいいよ。それも、この半径から 2 0 0 メートルぐらいしか離れていない人です。「やっぱりそこがいいね」と。

自分は、越路なんで、越路とか水原とか、聞いたら、「築城で何で悪いんか」と「町長何で本 庁にこだわるんか」と。

だから、議員の3分の2は、真剣に判断して、32年度3月までには建てなきゃいけないとい うのは、もう十分理解しとんです。だから、真剣にとにかく考えてもらいたい。

自分も、町長に、椎田の町長時代から15年間ぐらいの、多分、つき合いと思います。でも、 今回ばっかりは、とにかく、もう、今後、町長とつき合いしていくのが正直嫌になりました。それも、なぜかと言うと副長ですよ。副長が全部下話をして、書類を持ってきて、「町長、これどうかね」って、町長は「ああ、それでいいわ」と。

だから、さっきの環境課とか、いろいろところの分に関して、4項目の中で全部副長が3件、 出てきとんです。いい加減に、町長、判断したがいいと思います。自分がここまで真剣に町長に 一般質問したことがありますか。ないでしょう。真剣に、町長、考えてもらって、今回ばっかり は。

それと、1つ、自分の案としてですよ、36億5,000万のうちの町の負担額が14億、財政課長、聞きようかね。14億。吉元議員のときに10億ちゅうたけど、14億。正式に言えば、13億9,187万7,000円、この資料見て言いよんですよ。この資料しかもらってないんやから、皆さん。間違いないですね。ですね。いやいや、間違っていなかったらいいって。間違っとんかね。

- ○議長(田村 兼光君) 元島財政課長。
- **○財政課長(元島 信一君)** 財政課の元島でございます。補足説明、ちょっとさせていただきます。

合併特例債を活用した場合につきましては、合併特例債の、この資料で一番後ろになりますけど、合併特例債の返済額につきましては、借入額は32億3,850万を借りた場合に、元金と利子の償還につきましては、今、15年の償還、年利1%でした場合に、元利償還で32億6,792万2,000円のお金を返す予定で試算をしております。

そのうち、それは町の負担にはなりますが、そのうちに普通交付税に算入される額が70%算入されますので、実際の負担額といたしまして、一番最初にかかる一般財源とプラスいたしますと、ここに書いています約13億9,000万という金額になります。負担自体は、三十何億になるんですけど、その分のうちの70%は交付税で編入されるということです。

以上でございます。

〇議長(田村 兼光君) 田原議員。

○議員(13番 田原 宗憲君) 最終的にちゅうことで14億、約14億でいいんでしょう。この骨格的なものを、この書類で、4階建ての6,000平米は間違いないですね。ですね。わかりました。

何でそういう質問を聞いたかといいますと、築城の支所が2,848平米なんですね。築城の支所が2,848平米。案としてですよ、案としてね。仮に、築城の支所に、3,000平米のものを増築したとします。平米当たり50万円、15億ですよ。15億にその他経費、解体費用なり、土地の購入費は要りませんので。造成費は、ここは1億見ているから、例えば、5,000万なら5,000万円ぐらいとか。もろもろ4億、約、高めに見積もっても4億足しても19億、19億の38%ぐらいでしょう、計算的に言ったら。逆計算したら38%になるんですけど。

1つの案としてですよ。築城の支所に建てた場合は19億で建つ。建ちます。仮によ、3,000平米のものを増築したとして。そのときの費用が、5億7,000万ぐらいですかね。ちょっと自分が間違っていなかったら、5億7,000万ぐらい。ですね。(発言する者あり)うん、築城に建てたときの。そういう計算は、多分、したかったんやろうけどしていないから、一応、アドバイスしよるだけですよ。庁舎に建てる、ここに建てるんやったら14億プラスアルファ。そのアルファ、何か教えましょうか。隣の松山建設は5,000平米あるんですよ、土地が。自分、謄本から全部とっています。5,000平米あります。そして松山建設の副社長は日照権とかの問題があるからね。日照権、正直、ないんですよ。

仮に、5,000平米のうちの建屋の建物の縮尺で自分がはかって、2,500平米を町が買ったとします。建物が1,133平米あります。2,500平米を平米当たり3万円ですか。そこの単価が3万円やから、3万円で2,500平米買ったら7,500万です。1,133平米を庁舎を建てるのに平米50万円やから、50万円を掛けたら5億7,000万円。で、6億5,000万円。 松山建設の土地半分買ったらですよ。それに営業補償とか移転費用とかいろいろ解体の費用を、仮に、5,000万プラスしたら7億かかるんですよ。拡張するために7億の予算が、建てば補助金とかつくんかもわからんですけど、表向きは36億5,000万で公開しているけどさ。そこの農協に建つんやったら、これプラス、まだ農協のそっちの業者がかかったちゅうことでしょうが。だから、今、ほかの町民の方に誤解があったらいけないんで、いや、前より安くなったと思われたら困るんでね。だから、36億5,000万プラスアルファがあるちゅうことなんですよ。自分が簡単に計算したら、7億ぐらいのプラスの予算があるんじゃないかねちゅうことを今言いよるんです。ただし、築城の支所であれば、5億7,000万ぐらいですかね。ぐらいの、片方は14億プラスアルファがあるんですよ。もしかしたら、単費で7億払わなきゃいけないことかもしれないし。そういうことを合併して12年になるのに、そういう協議は町でしてこなかったんですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 基本的には、私は、庁舎はこの敷地内という考え方でそういう協議を。そのかわり築城の庁舎らは、いわゆる外郭団体、社協の統合と、一緒にもう入ってもらおうとか。それから、人権センター隣保館2つあります。これも入ってもらおうと。そして、一部やっぱり住民の利便性という考え方もあって、やっぱり住民票の発行の部署というか、支所機能は大幅になくなりますけど、利便性を考慮した形のものについては支所に残していくべきではないかなと。それと、今包括支援センターございます。それとチアフル、これは健康にかかわることでございますんで、チアフルあたりに一括してまとめていったほうがいい。そして、空き地については、まだいろいろな形で町の利用価値があるというふうなこと、もしくは企業が来れば、企業に売却してもいいというふうには考えておりますし、それから、今の債務負担行為でお願いしたような金額、36億、これについては松山、そこの隣の土地の売却は入っていないということで、これは、今、田原議員が、これはもう推量に過ぎませんので、取り消していただきたいと思います。以上です。
- 〇議長(田村 兼光君) 田原議員。
- 〇議員(13番 田原 宗憲君) 取り消すには取り消しますけど、現に、副社長と自分はもう話 しているから。自分の捉え方が間違っとったら、そりゃ、そのときは訂正します。でも、町長は 話していないかもわからんけど、もう、何ですかね、図面をぎりぎりのところに線引いとるやな いですか。何らかの打診があったちゅうことは、町長じゃないでもよ、課長じゃないでも、副長 なりが、多分、何らかのことを言っとんやないか。そうせんと、自分にあんなことは言わないと 思います。ただ、今の現時点ではそういう計画がないちゅうのはわかりますけど、もうとにかく 何から何か、こうなんですかね、本当に12年の間に協議してですよ、支所とかいろいろな協議 をする場を設けていない町長が悪いんですよ。議員を巻き込んで、例えば、一般人を巻き込んで ですよ、そこで協議しておけば、議員、誰が反対しますか。それをしていないから議員も言葉も 言えない。反対したら反対したで、あの議員が反対したと、町長、言うて回るでしょう。それは 正直、困りますよ。町長が今までの何かぎりぎりの中で、その何ですかね、建ててこれなかった、 建てない状況もありましたと思うんですけど、それを議員のせいにするのは、もうやめてくださ い。自分たちはそこで審議せんにゃいけん立場やから、それに対して協力せんやったとかいう問 題じゃなくて、自分が提案が遅くなったからこういうふうな状況になって議員に迷惑かけたぞと かいうふうな言い方するんならわかるけど、誰々議員が反対したとか。この議案がもしも通らな かったときは、場所の変更なり、そういう一つの案として、町長もやっぱりもう何ですかね、皆 さんの意見聞いてですよ、あと庁舎の件で何回、何度か、多分あると思うんですけど、誰も建て るのに反対はしないと思うんですよね。正直、自分も築城のあそことは、もう言ったらいけない

かなと思ったけど、それに気づいとって気づかんふりする課長連中。課長の中でももう築城に建 てたらこのぐらいで建つんですとか、財政課長わかってるでしょ、あなた、頭いいけ。おれから 言われる旨、わかってるやろ。そういうアドバイスを町長、副長にするべきやろうち言いよるん よ。飼い犬じゃないんやけ。それぐらいの課長の人材が町長たちは欲しいわけよ。わかります。 この役所の中の職員に対して、町長にやっぱり反対する職員もかなり町長おるちゅうこともわか っとかんと、全部が全部自分の部下やけ、自分の言いなりになって、町長はそんなことないかわ からんけど、副長はそういうことはよく聞きます、職員から。だから、今回は正直、もう度が過 ぎるんじゃないかなと思って自分が質問に立って、築城の案を自分の口から言わないけないんか な。ただ、農協からこっちに、もう思いつきで変わったしか思えんのですよ、ここに。思いつき で。農協に町長が建てたかったちゅうのは、やっぱり合併の当初から気持ちがあったんかもわか りません。農協のためやから、もうここに無理やり建てるふうになったんじゃないかな。だから、 そういう審議をする場が議員が話が持てんから反対の声が上がるだけであって、一般の町民に聞 いたら、築城の支所でしか言わないんですよ。何でかというたら、ほとんどの人がJRより上の 人なんですよね。JRの下の人は、国道から来るけ、そんなにつかえたりしないんですけど。比 率的に、こういう比率はないかもわかりませんが、JRから下と上と比率したら、ほとんどやっ ぱり比率的に多いと思うんですね。山とかの、JRの上のほうは。それはやっぱり渋滞するとか、 そういう声を結構聞きますんで、だから、一応、案として聞いてもらいたいなちゅう思いで今回 は一応質問しましたので、議案に関してはどうなるかわかりませんが、一応参考に聞いていただ きたいなと思います。

これで質問を終わります。

.....

○議長(田村 兼光君) ちょうど切りがつきましたので、トイレ休憩をいたします。再開は3時 10分から。

午後2時59分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長(田村 兼光君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番目に、8番、信田博見議員。

○議員(8番 信田 博見君) 通告に基づきまして、質問いたします。

まず、庁舎建設についてということで、今までも何人もの人が、この庁舎について質問をしてまいりました。

私は、合併以前から、また、合併してからもずっと庁舎はこの場所にという思いで今日まで来

ております。

そういうことで、先日、庁舎のこういう形でやりたいという説明がありました。大体の形はできていると思いますが。ただ、計画のとおりに建てていいものかどうなのかというのは、私としてはまだわかりません。

先ほど田原議員が言われましたように、先日説明がありました場所、隣の土地にぎりぎりに建てるというあの建て方というのは、ちょっと疑問を感じます。いつか、何回か前に質問したときに、線路側に建てたらどうかという話もしたことがありました。方向としては、今のこれをそのまま向こうに持っていった形なんですけれども、そっちのほうが日照権の問題だとかいろんなもんであまり建てた後に問題が起こらんのやないかなという気もします。そこのところは町長、どうでしょう。町長でもほかの財政課長でも、町長のほうがいいんかな、町長。

- ○議長(田村 兼光君) さっとせんにゃ。元島財政課長。
- **〇財政課長(元島 信一君)** 財政課、元島でございます。

先日お配りいたしました図面にありますけれども、今のところ、基本点には、町長が前回の議会のほうで本庁の西側駐車場を中心として建設したいということで答弁を申し上げましたので、 その当初の考えで計画をしております。

以上でございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) 今、一応、計画はそうでしょうけれども、でも、建った後、よう考えてくださいよ。やっぱりぎりぎりですよ。確かに日照権の問題とかいろんな問題が出てくると思います。それは、内々にそこの土地を買うとか、その建物を最終的には買うとか、そういったことが約束ができておるなら、それはまた別ですけれども、今のところは、それはないという話ですから、余り問題の起こらないようにやっていただきたいというのが私の思いであります。

議会では、10月に燕市に行ってまいりました。この燕市、新潟の燕市なんですが、この燕市は、合併してすぐ庁舎を建設したようです。シンプルな建物ですけれども、しかし、これでいいと思って建てたけれども、建ち上ってみると、やっぱしいろんな面でだめな部分とか、ああ、こうすりゃよかったという部分が多々あったということでございます。同じ建てるならば、こんなことにならないように、最初からしっかり考えて建てていただきたいと思います。

まず、この本庁の機能を、前から、もうこんな役所ではだめだということは、ずっと言ってきました。弱者に対しての気配りが全くないと今思います。というのが、障害者が車をとめて上がってくるにしてもあの坂道、それから、入ってきてカウンターの高さもすごく高いですし、そんなこともいろいろ考えてプロポーザルにいたしていただきたいと思うわけですよね。

それから、窓口業務、福祉課とか住民課とか、そういった窓口業務のカウンターとか見てみま

すと、この燕市に行ったときもそうでしたけれども、4つか5つぐらいはどっか仕切りのある、 もう横が見えない、仕切りのある窓口がありました。あれは、一緒に行った女性職員が言ってい ました。「あれはいいですよ」と、「あれがないといけません」という話でした。というのが、 今、離婚だとか、あるいは障害者の手続だとかいろんな部分が、人には知られたくないような、 そういう部分があるんです。

そのつい立てがほっと横見たら見えないわけですよ。今どっから見ても、あの人、離婚届出しているみたいな、わかっちゃうんです。そういうことがないようにしていただきたい。

それから、窓口で、例えば、福祉課なり、住民課で手続に来られた方が、何か忘れものして帰った。あるいは、もう少し、もうちょっと書いてもらわなならんところあったのに、ちょっとこっちのほうが忘れたとか、でも、もう玄関まで帰っちゃった、そういうときに、ちょっと待ってくださいと追いかけていこうとしても、カウンターの一番端まで、どっちか知らんけど、どっちでも一番端まで走っていって玄関出たときは、もう帰っていると。そんなことが多々あったということでございます。ですから、各課ごとぐらいには、私はちょっとした扉はあってもいいと思うんです。ちょっとした出入り口があったほうがいいねという話で。燕市の役所もそれはちゃんとありました。5メーター置きぐらいに出入り口がありました。そういったところもしっかり考えて、やっていっていただきたいと思います。町長。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 貴重な意見が庁舎建設で出てまいりました。今までは、もう位置の問題とかいろいろ、そういうことで、皆さんのそういういろんな意見を私は欲しいというふうに、今からプロポーザルに当たっては、この予算が認めていただかなきゃどうしようもなりませんけれども、プロポーザルをするに当たっては、いろんな注文をいわゆる何ていいますか、プロポーザルに応募するに当たって、そういうものをちゃんとした形で列挙をしていくという形になろうかと思うんですね。そういう注文が皆様方からいただければありがたいかなと、このように思っております。

〇議長(田村 兼光君) 信田議員。

○議員(8番 信田 博見君) そこのところをしっかり考えて、庁舎建設に当たっていただきたいと思います。

最初に町長は、全然、答えんかったけど、もうこの前説明した「土地は」というのは、変える 気はないですか。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 基本的には土地の有効利用という形を考えれば、そっちではちょっと工事が非常に難航します。段差がもうちょっとあるんで。それで、線路の横という一つのね、あれ

もあるんで、そこは、車庫地帯にやっぱりしたほうがどうだろうかというふうな一応構想で今おるわけでございます。一応、日照権のほうは別に問題ないという一応見解が出ておりますんで、 今の計画で行きたいと、このように考えております。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) 2点目に、築城の支所の利用はどのように考えているのかということで、田原議員の質問にも、町長は、福祉協議会2つあるやつを1つに、それから人権センター2つあるやつを1つに、それから包括支援センターなり、チアフルついきなりをあそこに持っていってはどうかなという話がありました。それは、私も賛成であります。庁舎をここに建てるという以上は、支所をどうしますということを今からもはっきりと決めとったほうがいいんじゃないですか。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 基本的には、社会福祉協議会は、町の外郭団体でございます。そういう 形の中では、社協の理事長あたりには、少しは打診して、そうしたほうがよかろうなという意見 はいただいております。

あと、社協の跡地も大分老朽化、社協の、今、両施設、老朽化して風呂あたりがいつも修繕、修繕という形で両方ともどっちかが修繕やっている状況でございますんで、新たな浴場を施設のところにつくっていって、そして、社協を活用していくというふうな形で、今、お願いはしておるところでございますんで、ある程度、社協のほうは理解がいただけるんではなかろうかなと思っておるところでございます。あとは、もう町の事務の部門でございますんで、一応そこに持っていこうというふうなことで、隣保館が2つあります。そして、あと人権センターかねておりますんで。

それともう1つは、同和教育研究会というのが一緒に人権センターの中に入っておりますんで、そういうものも移転をしていただいて、あとの一応人権センターが残れば、築城の分はもう取っ払って、企業誘致用地にしたいかなと。椎田がちょっと狭もうございますんで、できれば、一応コマーレの図書館が狭いということで、どうしようか、もうすぐに処分しなきゃいかんというようなことで、やっぱり本は、処分するよりも置いておったほうがいいというふうなことで、一応、図書、これも皆さんに相談しなきゃいかん形になりましょうけれども、図書館を今の人権センターが持てる間はそういうふうな形で活用していったらどうだろうかなというふうな1つの思いもあります。

あと、有効的な一応施設を持てる間は、有効的な活用でやっていこうと。それと、築城の分も、できるだけ早く有効な活用方策を、道を見つけていきたいと、このように考えておるところでございます。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) 今、庁舎建設については、いろいろな考え方があると思います。 しかし、本当にここに建てるなら支所はこうしますと、支所の周りには社協の持ち物であるスパーク築城か、それとか、ふるさと公園もありますし、この辺は、利用の仕方によっては非常に使い勝手のいい場所じゃないかなというふうに思うわけであります。

それから、ここに建てる以上は、支所をこうしますという方向性をしっかり定めていただきたいと思います。

次に、液肥製造施設についてということでございます。

液肥については、新しいセンターができました。先日、落成式があり、今月から恐らく稼働していると思います。これで築上町の全域での循環型農業というのがもっともっと広がっていくんかなと思います。今、椎田のほうはもう前からやっていたわけですけれども、今、築城のほうも椎田のセンターにちょっと持っていっていたと思うんですけれども、液肥が年間にどれぐらいの量を製造されているのかというのをちょっと聞きたいと思います。課長が……。

- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。液肥の生産量ということで、今、現施設の椎田地区の分につきましては、約八千五、六百トンが製造されております。新たな今度完成しました施設につきましては、7,152トンの生産を予定しております。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) ということは、1万6,000から7,000トンということです ね、年間。それは搬入量なわけですね。環境課が搬入するまでが環境課。もう一遍に2倍とはいきませんが、かなりの量になるわけですけれども。これを2カ所あるセンターを置く、どういうふうに切り回していくのかというのが非常にわかりにくいというか、心配な部分もあると思いますが。

まず一番心配なのが、人員の配置についてということだろうと思うんですよね。いつか、何回か前か、議会ちょっと忘れましたけれども、8人体制でやっていきたいという答弁があったと思うんですよ。8人というのは、バキューム車が3台、そして、クローラ車が1台、計4台、4人と4人で8人ということだろうと思うんですけれども。それで十分なのかというのと、ちょっと大型バキューム車を恐らく購入しとるだろうと思うんですよね。その大型車もいれたら9人になるんじゃないかなと思うんですよ。だから、その8人で大型車も全部運転するのかどうなのかと、そこのところを。

〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。

○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。人員配置につきましては、議員さんが言われたとおり、8人程度を計画予定しております。今現在は、管理と運営は環境課で行っておりましたが、新しい施設が完成したことで、今の現施設と新しい施設の運営を今までお願いしていた方と引き続き契約をしまして、来年の3月いっぱいまで計画をしております。それもありますが、一応、経費削減という観点から、8人の中で、新年度は、運営につきましては産業課が委託している散布員職員が合わせて運営をしていき、また、大型車の10トン車が1台ふえました。これも同じ8人の中で資格を持っている方とかがおりますので、その方に合わせて運転してもらって散布のほう等、管理のほうを合理化いたしまして運営をしていきたいというふうに、今のところは予定をしております。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) 大型車10トン車ですか。小さいほうは2.5トン、3ぐらい。 (発言する者あり)大型車1台行けば、小さい車は4台分ぐらい、3、4台分ぐらいあるんですか。(発言する者あり)ああ、はい。その8名で、中の1人がという、それは可能ですか。中の1人が大型車持っていて、また小さい車に乗ったりとか。
- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。可能かということなんですが、新しい施設ができましたけど、今は1人で2施設をお願いしてもらっている状況です。できないことはないと考えております。新しい施設のほうは、今の現施設よりも20年もたっていますし、操作的なことに関しましては、もうちょっとタッチパネルを使って外的地から離れたところからでも一応操作ができるような感じで行っておりますので、頑張っていただければ可能だと思います。以上です。
- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) 頑張っていただければということですね。はい、わかりました。 それから、液肥を、液肥というか、し尿を受け入れて液肥にするまでが環境課の仕事ですか。じ ゃあ、施設も全部環境課なの。液肥になってからが産業課なんですかね。
- 〇議長(田村 兼光君) 長部環境課長。
- ○環境課長(長部 仁志君) 環境課、長部です。今までは施設の管理と運営は環境課で行っておりました。新年度からは、管理の関係、施設の維持とか補修とかそういった関係は環境課のほうが行い、運営、運転に関しましては産業課のほうで行いたいというふうに計画をしております。以上です。
- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。

○議員(8番 信田 博見君) わかったようなわからんようなですが、何でその環境課と産業課と分けないかんのかというのは、ちょっと我々としちゃわからんとですけれども。

では、受け入れるときにやっぱし誰かそこにおらないかんだろうし、また、それを注入するにしてもやっぱし誰がそこにおらないかんだろうし、受け入れる、ようわからんな。受け入れる人は環境課の職員というか、臨時職員かわかりませんけれども、で、運搬する人、散布する人は産業課ということになるんですか。来年度からは、もう一緒にして、もう施設の管理やら受け入れも何もこの8人でやるということですか。町長、可能なんですか、それ。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 現状は、1名が嘱託もしくは委託という形で、これは環境課のほうが契約しております。そして、後の液肥を配るところには、配達と散布。これは産業課の嘱託職員ということでやっておりますが、一応、4月から新たにセンター長を決めて、私は、そこで一体的な施設の管理を、そこでもう全て一緒、そして、予算は修繕とか、そういう施設の修繕等は環境の予算で、あとの配送関係、人件費は産業の予算でというふうな形でいきたいなと、今構想は持っております。そして、現状は、し尿を持ってきたときは、全部、搬入者が直接スイッチを入れてすれば自動的に貯留槽まで行くようになっておりますんで、それはもう今後も変わりません。そして、貯留槽にたまった分を、発酵促進剤を今までは環境課の委託をした方が促進剤を混ぜて発酵しやすいようにするということで、そこまでが、それと場内の草刈りあたりが、それが今まで環境の委託した方が行っておると。これをもう全て一緒に、共同でできるような形で私はやったほうがいいだろうというふうな思いがあります。実際、そうすることによって、1人だけ委託職員、あとは嘱託職員、委託者というんじゃなくて、ある程度、このセンター長を決めて、その中でそこを運営していくという細かな液肥のいわゆる利用もそこで受け付けをやっていくというふうな形のほうが、一貫した形でうまくいくんではないかと、このように考えておりますんで、新しく4月までにはその体制を整えていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) センター長というのは、その8人の中から選ぶ。じゃあ、役場から誰か1人行くとかそんなんじゃないですか。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 基本的には、責任者ということで町から1人、置いておったほうが責任 を持って行えると。あと、作業する人が8人というふうに、私は考えております。
- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) 築城のほうのし尿も全部、新しい施設に搬入するということですが、液肥として、築城の方面でそれだけ利用が、利用者がいるのか。今、そして、産業課として、

その利用してくれる人たちを募っているのかと、営業しているのかということをちょっと聞きたいと思います。

- 〇議長(田村 兼光君) 下田産業課係長。
- **○産業課資源循環係長(下田大吾郎君)** 産業課の資源循環係長の下田でございます。ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、これまで築城地区で説明会、液肥の利用者説明会ということで、平成27年2月から 5回ほど開催しております。

対象は、自治会、営農団体、認定農業者、あと農事組合長ですか、を対象に、約40の団体・ 個人に通知を送りまして、それで開催しております。

その説明会に来られた方のうち団体では、大体、5つの営農団体、あるいは組織が、一応利用したいということで言われております。ただ、面積はまだ確定しておりません。ただ、その5つの組織の対象としては、農地整備したところになりますが、約211~クタールがそこにございます。ちなみに、現在の、今まで椎田地区、先ほどちょっと説明がありましたが、8,600トン程度を散布しているのは、椎田地区のほうで6団体と18の認定農業者でございまして、面積としては、約133.4~クタールでその八千五六百トンを年間全て使い切っておるということでございます。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) わかりました。ぜひ液肥が余らないように、足らんごとなっても 困るでしょうけれども、余らないようにしっかり営業のほうもしていただきたいと思います。

ちょっと1つ質問し忘れたんですけれども、大型車で築城まで運ぶ、築城まで運んで、そこに 小型車が何台か往復して、そこで積みかえると。ちょっとそこ辺の道端でやるというようなわけ にはいかないと思います。そこをどう考えていますか。課長。

- 〇議長(田村 兼光君) 下田産業課係長。
- ○産業課資源循環係長(下田大吾郎君) 産業課資源循環係長の下田でございます。現在では、町 有地またはJAの広域農道沿いのJAのカントリーについて、築城のカントリーのところに置か せてもらえないかという話を、内々で、今しているところでございます。築城地区でも散布する 場所がちょっと限られていますんで、それに近いところで、交通の便の邪魔にならないところを 一応ピックアップして考えております。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- 〇議員(8番 信田 博見君) 迷惑にならないように、よろしくお願いします。

続いて、新保育園の運営等についてということに移ります。

新しい保育園ができ上がります。2つの保育園が1つにまとまるわけですけれども、どんな形になるのか。今までの椎田と葛城のそのまま全部、そこに行くような形にできるのか。

それから、もう次も行きます。

送迎はするのか、しないのかということをお尋ねします。

- 〇議長(田村 兼光君) 椎野福祉課長。
- **〇福祉課長(椎野 満博君)** 福祉課の椎野でございます。ご質問の新保育園の運営についてですが、現在、建設中の新保育園につきましては、平成30年4月の開園を目指しております。

建設工事については、平成29年12月28日までの工期で、現在、完成間近となっております。

通園バスや遊具等の備品について、11月中旬に指名競争入札により、業者決定を行い、3月 納品に向けて準備をしていただいているところです。

ご質問の新しい保育園の運営についてですが、クラス名や進級式、夏祭りなどの各種行事、職員配置などを椎田保育園と葛城保育園の園長を中心に協議を進めているとこでございます。

基本的には、運営については前と変わりないようなやり方になると思いますけども、職員配置 について新年度の入園希望者を現在受け付け審査中でございます。新園を希望している園児数に ついて詳細を決めていくことになるかと思います。

また、現在継続している築城保育所の職員との調整などが必要になると思われます。

そして、園児の送迎についてですが、先ほど通園バスを発注中というところで御説明いたしましたが、園児18人定員の小型乗用バスを発注済みであり、椎田保育園に今通園している園児の保護者等、園長等で協議しながら、運行形態などを検討しております。

また、私立保育園からは、余り私立保育園の運営に影響がないような運行をしていただきたいというような要望は聞いているところでございます。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) 一番心配していたのが、今まで公立の椎田も葛城も、通園バスは 出していなかったんですよね。ですから、かなり私立の保育園等は入園者が結構おったんでしょ うけども、町立のそういう保育園がバスを出すということになると、どうしても私立のほうにそ ういう圧力的なものがかかるんではないかなと思うんですね。

また、新しい保育園だし、保護者さんたちはあそこがいいなとか、もう今から言っていますんで、そこのところはよく考えていただきたいと思います。町長に、その関係。

〇議長(田村 兼光君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 旧椎田町のときから従前、日豊線よりも海側が椎田保育園の一応範疇と、町なかですね。そして、高塚、湊は、椎田保育園というような状況があったようでございますんで、その申し合わせがあるという形になれば、バス運行は日豊線よりも国道中心に考えたところで、そして大きい道路ということで今皆さんと協議をしながら、大体1自治会1カ所ぐらいか多くても2カ所ぐらい集まってもらって、そこからバスで通園というふうなことを今検討している状態でございます。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- **〇議員(8番 信田 博見君)** 課長が私立のほうにも余り影響がないような形でということですけども、開園したら私立の保育園ががたっと減ったとかいうことはないですよね。
- 〇議長(田村 兼光君) 椎野福祉課長。
- ○福祉課長(権野 満博君) 福祉課の椎野でございます。今のところ、私立保育園の合計の児童数が460名程度、公立が83名、3園合わせますと150名程度になっております。私立の保育園のほうに御迷惑がかからないような運行形態は考慮していきたいと考えておりますが、若干ちょっと申し込み状況でございますけども、新園の保育園が今、椎田保育園が50名、33名、83名でございますけども、それ以上はちょっと来ておるというような状況になっております。ただ、定員がございますので、それ以上はもう受けられませんので、そんなに私立には影響がないかと思います。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) 私立に影響がないようにお願いしたいと思います。
 最後に、旧保育園の跡地をどのように活用するのかということです。椎田と葛城が空きます。
 それをどのように今考えているのかお聞きします。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) もう葛城は非常に老朽化しているので壊します。椎田は少し活用ができるんではなかろうかなということで、町民が健康的な形で利用できるような、ケイチクジムと今ありますけど、そこに競合しないような形の健康教室あたりを、しいコミあたりで運営してもらえればありがたいかなと思っているんで、しいコミにはまだそんなことを言っておりませんけど、そういう一つの団体が出てくれば、そこで町老人会あたりでもよろしくございまして、そういう一つの健康的なちょっとそこで皆さんがくつろげると、くつろぎながらいわゆる健康維持をやっていくと、そういうふうな施設にしていけばどうだろうかなと、このように考えておる。

また、いろんなまた用途が出てくれば、そこはそこで考えてみたいと。今はそういう一つの案

を持っております。

- 〇議長(田村 兼光君) 信田議員。
- ○議員(8番 信田 博見君) もう大分前ですけども、体が少し悪い方、リハビリとか運動しなければいけないような病気持った方がおるんですね。特に肺気腫の人たち、酸素ボンベずっとがらがらとしている肺気腫の方たちは、できるだけ何か自分の体を鍛えるために、行橋とか苅田とかに行っておるらしいんですよ。だから、その方たちが安く利用できるような、そういう施設をという質問したんですけども、それからできていないんで、できればお年寄りの方あるいは少し足の悪い方等がリハビリを兼ねて何か運動できるような、そういう施設がお願いできればと思っております。

今町長がほとんど答えてくれたんで、これ以上は質問しませんが、ぜひそういう方向でお願い いたします。

以上で終わります。

- ○議長(田村 兼光君) これで、本日の一般質問を終わります。残りの質問については、あす以降に行います。
- ○議長(田村 兼光君) 本日はこれで散会します。お疲れさんでした。

午後3時50分散会